

と み ぐすく し しょうがい しゃ けい かく
豊見城市障害者計画

およ だい きしょうがい ふくし けい かく だい きしょうがい じ ふくし けい かく
及び第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画

へい せい ねん ど へい せい ねん ど
平成30年度～平成32年度



へい せい ねん がつ
平成30年3月
と み ぐすく し
豊見城市

ひょうしえ
【表紙絵】

よなは しゅん しさくひん いちぶ けいさい
与那覇 俊 氏作品の「ピッチューなんていわせないでよね」の一部を掲載。
し とみぐすくしざいじゅう が か どくじ ぎほう さくひん えが ぜんこく かずかず しょう
氏は豊見城市在住の画家で、独自の技法で作品を描き、全国で数々の賞
じゆしょう
を受賞。

しあわ しゃかい め ぎ とち ささ あ
～幸せな社会を目指し 共に支え合い
い い く とみぐすく
生き活きと暮らすまち 豊見城 をめざして～



とみぐすくし しみん しょうがい うむ わ へだ そうご じん
豊見城市では、すべての市民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人
かく こせい そんちょう あ きょうせい しゃかい じつげん め ぎ しょうがい しみん
格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指すとともに、障害のある市民
ひつよう しえん う みずか けつてい もと しゃかい かつどう さんか しゆたい
が必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体と
してとらえ、しょうがいしゃ みずか のうりよく さいだいげんはつき じ こじつげん へいせい ねん がつ
障害者が自らの能力を最大限発揮し自己実現できるよう、平成27年3月
とみぐすくししょうがいしゃけいかくおよ だい きしょうがいふくしけいかく さくてい しょうがいしゃせさく すいしん
に「豊見城市障害者計画及び第4期障害福祉計画」を策定し、障害者施策を推進し
てまいりました。

きんねん しょうがいしゃきほんほう かんけいかくほう かいせい せいてい しょうがいしゃせさく
近年、障害者基本法をはじめ、関係各法の改正や制定により、障害者施策にかかる
せいど わくぐ みなお はか しょうがいしゃ じ こせんたく じ こけつてい ぜんてい
制度や枠組みにさまざまな見直しが行われ、障害者の自己選択と自己決定を前提とした
しえん じゅうじつ はか
支援の充実が行われてきたところです。

とく じどうふくしほう かいせい もと あら しょうがいじふくしけいかく さだ ひつよう
特に児童福祉法の改正に基づき、新たに「障害児福祉計画」を定める必要があるため、
ほんし とみぐすくししょうがいしゃけいかくおよ だい きしょうがいふくしけいかく だい きしょうがいじふくしけいかく
本市では、「豊見城市障害者計画及び第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画」
さくてい ほんし め ぎ しょうがいしゃふくし しょうらいぞう しあわ しゃかい め ぎ とち ささ あ
を策定し、本市が目指す障害者福祉の将来像を「幸せな社会を目指し 共に支え合い
い い く とみぐすく かか しょうがいしゃふくし じゅうじつ はか
生き活きと暮らすまち 豊見城」と掲げ、障害者福祉の充実を図っていくこととしまし
た。

こんご しみん あんしん く い い かつどう ちいきしゃかい じつげん
今後とも、すべての市民が安心して暮らし、生き活きと活動できる地域社会の実現を
め ぎ しないがい かんけいきかん だんたいどう れんけい はか しょうがいしゃせさく すいしん とく
目指し、市内外の関係機関・団体等と連携を図り、障害者施策の推進に取り組んでまい
りますので、皆様の一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

けいかく さくてい ちようさ ちようさ きようりよく
むすびに、この計画の策定にあたり、アンケート調査やヒアリング調査にご協力いた
しみん みなさま しょうがいふくし しゆべつ きちよう いけん ていげん
だきました市民の皆様、また障害福祉サービスの種別ごとに貴重なご意見・ご提言を
たまわ とみぐすくししょうがいしゃけいかくけんとうせんもんぶかい いいん みなさま けいかく しょうさい
賜りました豊見城市障害者計画検討専門部会の委員の皆様、そして計画の詳細にわた
けんとう しんぎ かせい けいかくさくてい ろう じんりよく たまわ とみぐすくししょうがいしゃせさくすいしんきよう
り検討・審議を重ね計画策定の労にご尽力を賜りました豊見城市障害者施策推進協
ぎかい いいん みなさま こころ れい もう あ
議会の委員の皆様にご心からお礼を申し上げます。

へいせい ねん がつ
平成30年3月

とみぐすくしちょう ぎ ほ はる き
豊見城市長 宜保晴毅

もくじ

第1章 計画の概要

1	計画の趣旨	1
2	計画の位置づけ	3
3	計画の対象者	5
4	計画の実施期間	6
5	計画の策定体制	7

第2章 障害者を取り巻く現状と課題

1	障害者の状況	11
2	障害福祉サービス等の利用状況	17
3	アンケート調査及びヒアリング調査	35
4	本計画の主な計画課題	53

第3章 計画の基本的な考え方〔障害者計画〕

1	基本理念と将来像	57
2	基本目標	59
3	施策の体系	61

第4章 施策の展開〔障害者計画〕

基本目標 1	情報提供や相談等の身近な支援体制の充実	65
基本目標 2	地域で暮らす生活基盤の充実	72
基本目標 3	障害者の健康を支える体制の充実	77
基本目標 4	障害のある子どもの成長支援	80
基本目標 5	社会参加と自己実現への支援	83
基本目標 6	安全・安心なまちづくりの推進	86
基本目標 7	障害者の権利擁護の推進	89

第5章 障害福祉計画に係る数値目標及び見込み量の設定〔第5期障害福祉計画〕

1	平成32年度までの成果目標	93
2	障害福祉サービスの見込み量	97
3	地域生活支援事業サービスの見込み量	101

だい しょう しょうがいじふくしけいかく かか すうちもくひょうおよ みこ りょう せつてい だい きしょうがいじふくしけいかく
第6章 障害児福祉計画に係る数値目標及び見込み量の設定〔第1期障害児福祉計画〕

- しょうがいじえん ていきょうたいせい せいびどう
1 障害児支援の提供体制の整備等…………… 107
- しょうがいじふくし みこ りょう
2 障害児福祉サービスの見込み量…………… 109

だい しょう けいかく すいしん
第7章 計画の推進

- けいかく すいしんたいせい
1 計画の推進体制…………… 115
- けいかく しんこうかんり
2 計画の進行管理…………… 115

しりょうへん
資料編

- けいかくさくてい けいい
1 計画策定の経緯…………… 119
- とみぐすくししょうがいしゃせさくすいしんきょうぎかいいんめいぼ
2 豊見城市障害者施策推進協議会委員名簿…………… 120
- とみぐすくしちいきじりつしえんきょうぎかいしょうがいけいかくけんとうせんもんぶかいいんめいぼ
3 豊見城市地域自立支援協議会障害計画検討専門部会委員名簿…………… 121
- とみぐすくししょうがいしゃせさくすいしんきょうぎかいきそく
4 豊見城市障害者施策推進協議会規則…………… 122
- しょうがいしゃせさくすいしんきょうぎかい しもんぶん
5 障害者施策推進協議会への諮問文…………… 124
- しょうがいしゃせさくすいしんきょうぎかい とうしんぶん
6 障害者施策推進協議会からの答申文…………… 125



だい しょう
第1章

けい かく がいよう
計画の概要



ねんど
2017年度「エイブル・アートとみぐすく」
しょうがい しみん げいじゆつさくひん はっぴょう ば しゆってんさくひん
(障害のある市民の芸術作品の発表の場) の出展作品

第1章 計画の概要

1 計画の趣旨

(1) 国の動き

豊見城市（以下「本市」という。）の「豊見城市障害者計画及び第4期障害福祉計画」（以下、「前期計画」という。）の策定以降において、国の障害者福祉政策はいくつかの動きがありました。主なものは次のとおりです。

- 平成28年4月、「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法制度の整備の一環として「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成25年6月制定）が施行されました。
- 平成28年4月、改正「障害者の雇用の促進等に関する法律」の一部が施行されました。
- 平成28年5月、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行されました。
- 平成28年8月、改正「発達障害者支援法」が施行されました。

このように、障害者を取り巻く社会情勢の変化や当事者のニーズ等を踏まえた法の整備とともに、これに伴った政策及び施策が展開されています。

さらに、本計画の実施期間中の平成30年4月には、障害者の地域生活を支える多様な福祉サービスの基盤となる「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」の改正が行われます。

また、多様化する障害児支援のニーズにきめ細やかに対応するために、「児童福祉法」の一部改正が行われます。

(2) 沖縄県の動き

沖縄県は、障害者施策に関する法律や社会情勢の変化、「第3次沖縄県障害者基本計画」の進捗などを踏まえ、平成22年3月に策定した「沖縄21世紀ビジョン（沖縄振興計画）」（改訂：平成29年5月）で示した将来像の一つである「心豊かで、安全・安心に暮らせる島」を実現するために、平成26年3月に「第4次沖縄県障害者基本計画」（計画年度：平成26年度～平成33年度）を策定しました。

また、平成26年4月からは「障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例」を施行し、障害を理由とする差別等をなくしていく取り組みを推進するため

「障害者に対する差別等の解消」を加えた5つの視点から、各種障害者施策を推進しています。

(3) 本市の動き

本市では、平成27年3月に平成27年度から平成29年度を計画期間とする「豊見城市障害者計画及び第4期障害福祉計画」を策定し、「自分らしく安心して暮らせるまちとみぐすく」を基本理念とし、その実現に向けて様々な施策・事業を展開してきました。

現行の計画は2年以上を経過し、平成29年度において法律で定められた第4期障害福祉計画が終了することから、見直し年度をむかえています。これまでの計画の進捗は、着実な進展の途上とみることができます。一方、法制度の見直しによる取り組みの対応や、本市における新たな課題の明確化による取り組みの対応が求められています。

そこで、前期計画で掲げる基本理念は継承しつつ、障害者に関する法制度の見直し、取り巻く社会情勢の変化、障害者ニーズに的確に対応した、障害者施策を総合的かつ計画的に進めるために、平成30年度から平成32年度の3年間を計画期間とした「豊見城市障害者計画及び第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画」（以下、「本計画」という。）を策定します。

2 計画の位置づけ

(1) 法的な位置づけ

本計画は、障害者基本法第11条3項に基づく「市町村障害者計画」と障害者総合支援法第88条に基づく「市町村障害福祉計画」、児童福祉法第33条の20に基づく「障害児福祉計画」の一体的な策定を目指すものです。

○障害者計画と障害福祉計画の概要

障害者計画 (障害者基本法)	市の障害者のための施策全般に関する基本的な計画
障害福祉計画 (障害者総合支援法)	市の障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画 (計画期間は3年間)

○新規策定の障害児福祉計画の概要

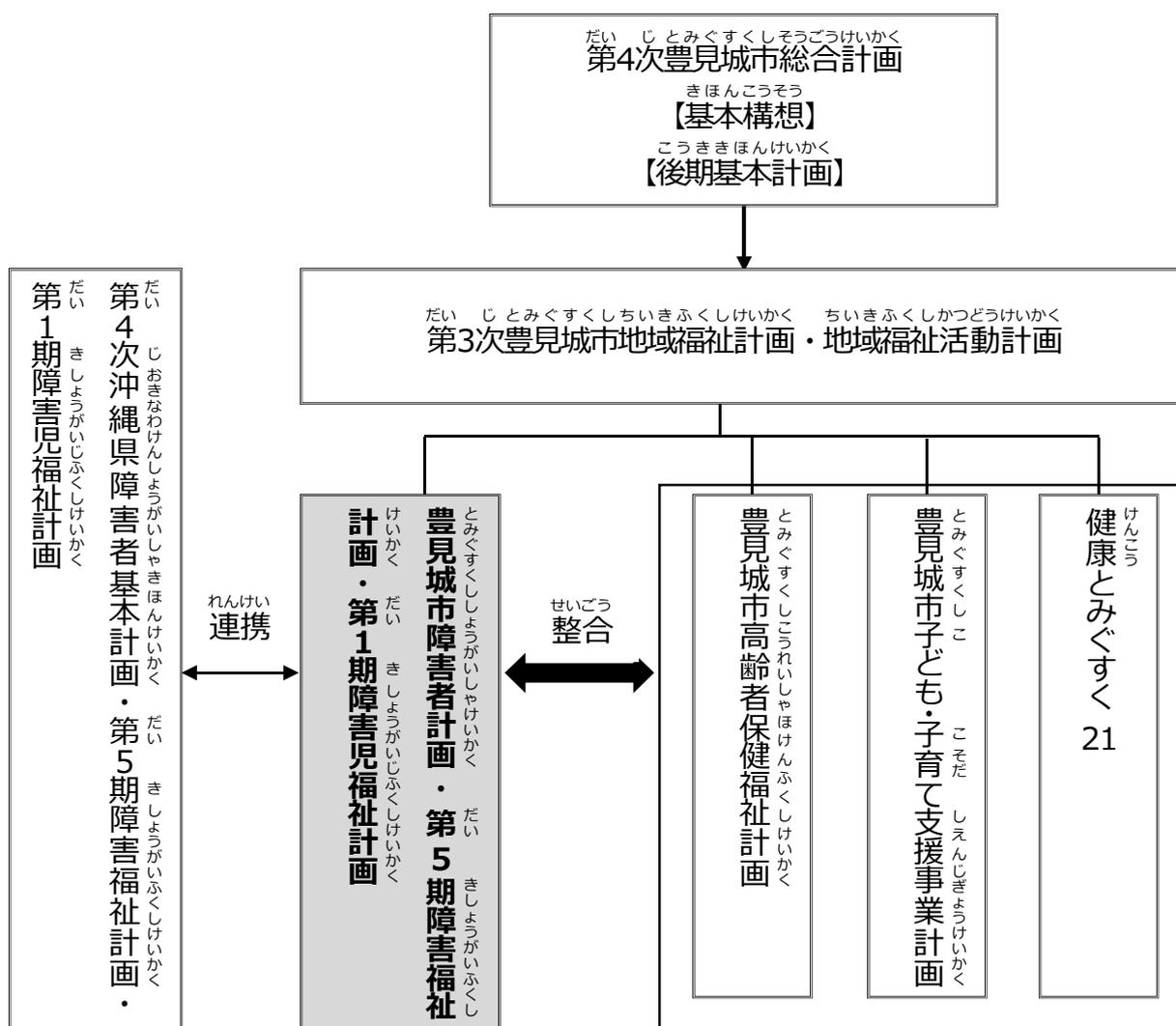
平成28年5月に国会で障害者総合支援法・児童福祉法が改正(平成30年4月施行予定)されたことにより、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス等についての「障害福祉計画」と同様に、児童福祉法に基づく障害児通所支援等について、以下の計画を市町村で定めることとなりました。

障害児福祉計画 (児童福祉法)	市の障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に関する計画 (計画期間は3年間)
--------------------	---

(2) 市政の位置づけ

本計画は、市政の最上位計画である「第4次豊見城市総合計画」における障害福祉分野の部門別計画として位置づけられます。

また、保健福祉分野の総合計画である「第3次豊見城市地域福祉計画・地域福祉活動計画」をはじめ、「健康とみぐすく21」「豊見城市子ども・子育て支援事業計画」「豊見城市高齢者保健福祉計画」などとの密接な整合を図るとともに、「第4次沖縄県障害者基本計画・第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画」との連携を図ります。



3 計画の対象者

本計画の主たる対象者は、障害者基本法第2条や沖縄県障害者基本計画(第3次)に規定されている「障害者」の定義に該当するものとします。

よって、計画の対象は、身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、難病、高次脳機能障害、その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものを対象とし、その家族や地域、社会全体への働きかけも含めた施策を推進します。

○障害者基本法第2条

身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害(以下「障害」と総称する。)がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

○沖縄県障害者基本計画(第3次)

必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体

4 計画の実施期間

本計画は、障害者基本法に基づく市町村障害者計画と障害者総合支援法に基づく市町村障害福祉計画、児童福祉法に基づく市町村障害児福祉計画の3つの計画を一体として策定するものです。

本計画の期間は、平成30年度から平成32年度までの3年間です。

H27	H28	H29	H30	H31	H32
<p>とみぐすくししょうがいしゃけいかく 豊見城市障害者計画 へいせい ねんど ねんど 【平成27年度～29年度】</p>			<p>じき とみぐすくししょうがいしゃけいかく (次期)豊見城市障害者計画 へいせい ねんど ねんど 【平成30年度～32年度】</p>		
		みなお 【見直し】			
<p>だい き とみぐすくししょうがいふくしけいかく 第4期豊見城市障害福祉計画 へいせい ねんど ねんど 【平成27年度～29年度】</p>			<p>だい き とみぐすくししょうがいふくしけいかく 第5期豊見城市障害福祉計画 へいせい ねんど ねんど 【平成30年度～32年度】</p>		
		みなお 【見直し】			
		しんきさくてい 【新規策定】	<p>だい き とみぐすくししょうがいふくしけいかく 第1期豊見城市障害児福祉計画 へいせい ねんど ねんど 【平成30年度～32年度】</p>		

5 計画の策定体制

策定体制は、学識者や関係機関等の代表者で構成する①「豊見城市障害者施策推進協議会」と、②関係機関、障害者等及び家族、福祉・医療・教育等に従事する関係者で構成する「豊見城市地域自立支援協議会 障害計画検討専門部会」からなります。

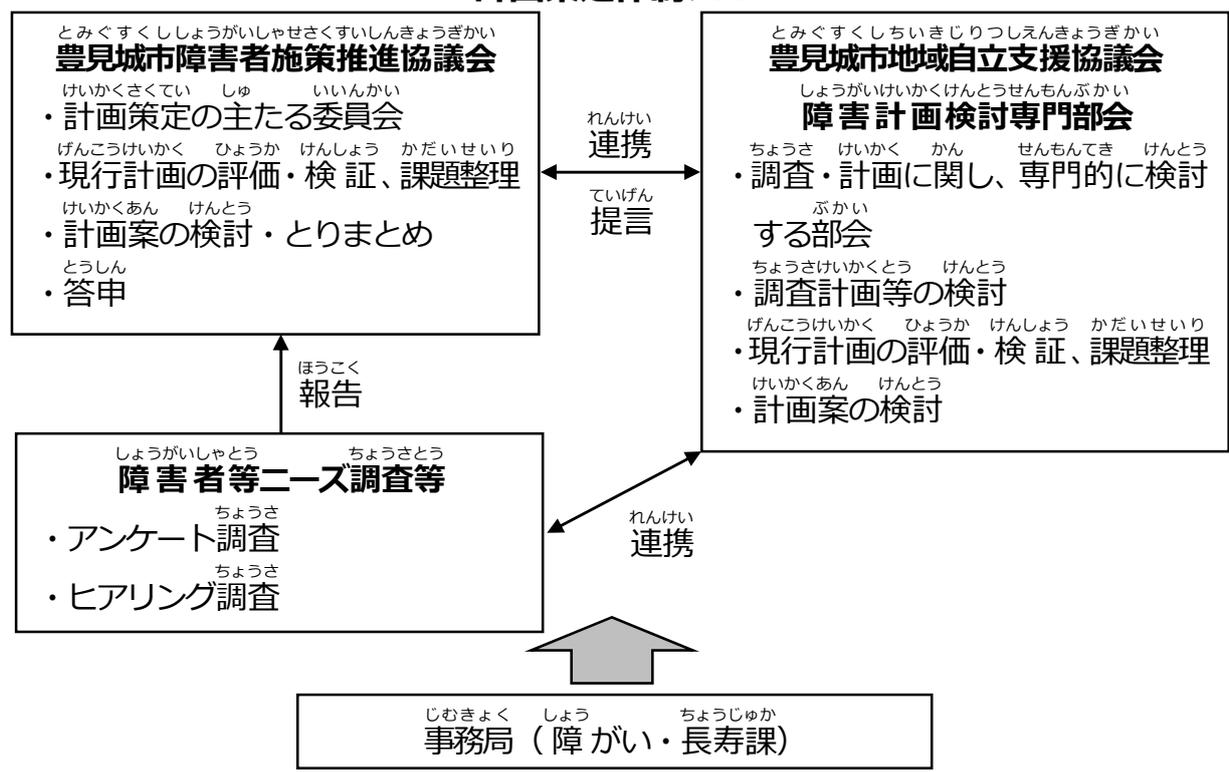
(1) 障害者施策推進協議会

- 3計画の策定にあたって、さまざまな立場の意見を聴取し、効果的で実効性のある計画を検討することを目的とします。
- 委員は、学識者、市民代表、各種関係団体代表からなる「豊見城市障害者施策推進協議会」で構成します。

(2) 障害計画検討専門部会

- 3計画の策定にあたって、障害者、障害者の家族、福祉サービスや支援活動推進者など、障害者福祉に関する実態・専門的な観点から、計画に関する具体的な意見を求め、より実効性の高い計画を検討することを目的とします。
- 委員は、豊見城市地域自立支援協議会の「障害計画検討専門部会」で構成します。

計画策定体制フロー







だい しょう
第2章

しょうがいしゃ と ま げんじょう か だい
障害者を取り巻く現状と課題



ねんど
2017年度「エイブル・アートとみぐすく」
しょうがい しみん げいじゆつさくひん はっぴょう ば しゆってんさくひん
(障害のある市民の芸術作品の発表の場) の出展作品

第2章 障害者を取り巻く現状と課題

1 障害者の状況

(1) 障害者(児)数の推移

本市の障害者(児)数(平成29年3月31日現在)は、総数で3,265人となっています。そのうち身体障害者が2,122人で全体の65.0%、知的障害者が572人で17.5%、精神障害者が571人で17.5%となっています。

市の総人口に占める割合は、身体障害者が3.4%、知的障害者が0.9%、精神障害者が0.9%となっています。

平成23年度から平成28年度の過去5年間の推移についてみると、全体で935人の増(40.1%の増)で、障害別では身体障害者が474人の増(28.8%の増)、知的障害者が258人の増(82.2%の増)、精神障害者が203人の増(55.2%の増)となっており、いずれも高い伸び率となっています。これは、市の総人口の伸び率6.8%に比べても高い伸び率となっています。

図表1 障害者(児)数の推移(障害者手帳所持者数)

単位：人、%

区分	平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	人	%	人	%	人	%	人	%
身体障害者	1,648	70.7	1,926	69.4	2,003	69.0	1,979	67.0
知的障害者	314	13.5	446	16.1	466	16.0	503	17.0
精神障害者	368	15.8	404	14.6	436	15.0	472	16.0
合計	2,330	100.0	2,776	100.0	2,905	100.0	2,954	100.0
豊見城市人口	58,794		59,790		60,642		61,609	
人口に占める割合	身体障害者	2.8	3.2	3.3	3.2			
	知的障害者	0.5	0.7	0.8	0.8			
	精神障害者	0.6	0.7	0.7	0.8			
	障害者総数	4.0	4.6	4.8	4.8			

たんい にん
単位：人、%

く ぶん 区 分	へいせい ねんど 平成27年度		へいせい ねんど 平成28年度		の H23-H28伸び		
	人	%	人	%	ぞうかにんずう 増加人数	ぞうかりつ 増加率	
しんたいしょうがいしゃ 身体障害者	2,033	65.8	2,122	65.0	474	28.8	
ちてきしょうがいしゃ 知的障害者	532	17.2	572	17.5	258	82.2	
せいしんしょうがいしゃ 精神障害者	527	17.0	571	17.5	203	55.2	
ごう けい 合 計	3,092	100.0	3,265	100.0	935	40.1	
とみぐすくしじんこう 豊見城市人口	62,238		62,779		3,985	6.8	
人口に占める割合	しんたいしょうがいしゃ 身体障害者	3.3		3.4		11.9	
	ちてきしょうがいしゃ 知的障害者	0.9		0.9		6.5	
	せいしんしょうがいしゃ 精神障害者	0.8		0.9		5.1	
	しょうがいしゃぞうすう 障害者総数	5.0		5.2		23.5	

てちょうしょじしやすう かくねんど がつ にちげんざい
※手帳所持者数は、各年度の3月31日現在

(2) 年齢別障害者(児)数の推移

ねんれいべつしょうがいしゃ じ すう すいい
年齢別障害者(児)数(平成29年3月31日現在)は、総数で見ると18歳未満が265人、全体の8.1%、18歳以上が3,000人の91.9%を示し、9割以上が18歳以上となっています。

へいせい ねんど へいせい ねんど か こ ねんかん すいい ぞうすう さいみまん
平成23年度から平成28年度の過去5年間の推移についてみると、総数では18歳未満が113人の増(74.3%の増)、18歳以上が822人の増(37.7%の増)となっており、いずれも高い伸び率を示しています。中でも知的障害者は、18歳未満が76.4%増、18歳以上が85.1%増と、高い伸び率を示しています。また、精神障害者についても、18歳未満、18歳以上、共に高い伸び率となっています。

ずひょう ねんれいべつしょうがいしゃ じ すう すいい
 図表2 年齢別障害者(児)数の推移

たんい にん
 単位:人、%

く ぶん 区 分	へいせい ねんど 平成23年度		へいせい ねんど 平成24年度		へいせい ねんど 平成25年度		へいせい ねんど 平成26年度		
	人	%	人	%	人	%	人	%	
身体障害者 しんたいしょうがいしゃ	さいいじょう 18歳以上	1,606	97.5	1,876	97.4	1,950	97.4	1,917	96.9
	さいみまん 18歳未満	42	2.5	50	2.6	53	2.6	62	3.1
	そう すう 総 数	1,648	100.0	1,926	100.0	2,003	100.0	1,979	100.0
知的障害者 ちてきしょうがいしゃ	さいいじょう 18歳以上	208	66.2	306	68.6	321	68.9	343	68.2
	さいみまん 18歳未満	106	33.8	140	31.4	145	31.1	160	31.8
	そう すう 総 数	314	100.0	446	100.0	466	100.0	503	100.0
精神障害者 せいしんしょうがいしゃ	さいいじょう 18歳以上	364	98.9	388	96.0	417	95.6	457	96.8
	さいみまん 18歳未満	4	1.1	16	4.0	19	4.4	15	3.2
	そう すう 総 数	368	100.0	404	100.0	436	100.0	472	100.0
合計 ごうけい	さいいじょう 18歳以上	2,178	93.5	2,570	92.6	2,688	92.5	2,717	92.0
	さいみまん 18歳未満	152	6.5	206	7.4	217	7.5	237	8.0
	そう すう 総 数	2,330	100.0	2,776	100.0	2,905	100.0	2,954	100.0

く ぶん 区 分	へいせい ねんど 平成27年度		へいせい ねんど 平成28年度		H23-H28伸び		
	人	%	人	%	そうかにんすう 増加人数	そうかりつ 増加率	
身体障害者 しんたいしょうがいしゃ	さいいじょう 18歳以上	1,975	97.1	2,066	97.4	460	28.6
	さいみまん 18歳未満	58	2.9	56	2.6	14	33.3
	そう すう 総 数	2,033	100.0	2,122	100.0	474	28.8
知的障害者 ちてきしょうがいしゃ	さいいじょう 18歳以上	357	67.1	385	67.3	177	85.1
	さいみまん 18歳未満	175	32.9	187	32.7	81	76.4
	そう すう 総 数	532	100.0	572	100.0	258	82.2
精神障害者 せいしんしょうがいしゃ	さいいじょう 18歳以上	509	96.6	549	96.1	185	50.8
	さいみまん 18歳未満	18	3.4	22	3.9	18	450.0
	そう すう 総 数	527	100.0	571	100.0	203	55.2
合計 ごうけい	さいいじょう 18歳以上	2,350	76.0	3,000	91.9	822	37.7
	さいみまん 18歳未満	742	24.0	265	8.1	113	74.3
	そう すう 総 数	3,092	100.0	3,265	100.0	935	40.1

てちょうしよじやすう かくねんど がつ にちげんざい
 ※手帳所持者数は、各年度の3月31日現在

(3) 身体障害者（児）の等級別推移

身体障害者（児）の等級別数（平成29年3月31日現在）は、1級が最も多く820人で38.6%を占めています。次いで、4級の18.9%（401人）、2級の17.8%（378人）、3級の15.6%（331人）と続いています。

平成23年度から平成28年度の過去5年間の推移については、1級の237人の増（40.7%増）が最も高く、次いで、5級の39.1%増、4級の28.5%増などが高い伸び率を示しています。

図表3 身体障害者（児）の等級別推移

単位：人、%

区分	平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	人	%	人	%	人	%	人	%
1級	583	35.4	694	36.0	699	34.9	735	37.1
2級	310	18.8	365	19.0	387	19.3	376	19.0
3級	294	17.8	335	17.4	351	17.5	332	16.8
4級	312	18.9	366	19.0	385	19.2	366	18.5
5級	69	4.2	76	3.9	80	4.0	81	4.1
6級	80	4.9	90	4.7	101	5.0	89	4.5
総数	1,648	100.0	1,926	100.0	2,003	100.0	1,979	100.0

区分	平成27年度		平成28年度		H23-H28伸び	
	人	%	人	%	増加人数	増加率
1級	760	37.4	820	38.6	237	40.7
2級	375	18.4	378	17.8	68	21.9
3級	335	16.5	331	15.6	37	12.6
4級	385	18.9	401	18.9	89	28.5
5級	88	4.3	96	4.5	27	39.1
6級	90	4.4	96	4.5	16	20.0
総数	2,033	100.0	2,122	100.0	474	28.8

※手帳所持者数は、各年度の3月31日現在

(4) 知的障害者(児)の等級別推移

知的障害者(児)の等級別数(平成29年3月31日現在)は、軽度(B2)が最も多く243人で42.5%を占めています。次いで、中度(B1)の27.4%(157人)、重度(A2)の21.2%(121人)、最重度(A1)の8.9%(51人)と続いています。

平成23年度から平成28年度の過去5年間の推移については、全体では258人の増加で伸び率は82.2%となっています。

また、すべての等級で増加しており、特に最重度(A1)は240.0%と高い伸び率を示しています。

図表4 知的障害者(児)の等級別推移

単位：人、%

区分	平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	人	%	人	%	人	%	人	%
最重度(A1)	15	4.8	41	9.2	42	9.0	46	9.1
重度(A2)	72	22.9	107	24.0	110	23.6	117	23.3
中度(B1)	98	31.2	129	28.9	137	29.4	145	28.8
軽度(B2)	129	41.1	169	37.9	177	38.0	195	38.8
総数	314	100.0	446	100.0	466	100.0	503	100.0

区分	平成27年度		平成28年度		H23-H28伸び	
	人	%	人	%	増加人数	増加率
最重度(A1)	47	8.8	51	8.9	36	240.0
重度(A2)	120	22.6	121	21.2	49	68.1
中度(B1)	150	28.2	157	27.4	59	60.2
軽度(B2)	215	40.4	243	42.5	114	88.4
総数	532	100.0	572	100.0	258	82.2

※手帳所持者数は、各年度の3月31日現在

(5) 精神障害者(児)の等級別推移

精神障害者(児)の等級別数(平成29年3月31日現在)は、2級が最も多く319人で55.9%を占めています。次いで、1級の24.5%(140人)、3級の19.6%(112人)となっています。

平成23年度から平成28年度の過去5年間の推移については、全体では203人の増加で伸び率は55.2%となっています。また、すべての等級で増加しており、特に3級は103.6%増と高い伸び率を示しています。

図表5 精神障害者(児)の等級別推移

単位：人、%

区分	平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	人	%	人	%	人	%	人	%
1級	80	21.7	92	22.8	106	24.3	123	26.1
2級	233	63.3	252	62.4	253	58.0	263	55.7
3級	55	14.9	60	14.9	77	17.7	86	18.2
総数	368	100.0	404	100.0	436	100.0	472	100.0

区分	平成27年度		平成28年度		H23-H28伸び	
	人	%	人	%	増加人数	増加率
1級	130	24.7	140	24.5	60	75.0
2級	301	57.1	319	55.9	86	36.9
3級	96	18.2	112	19.6	57	103.6
総数	527	100.0	571	100.0	203	55.2

※手帳所持者数は、各年度の3月31日現在

2 障害福祉サービス等の利用状況

(1) 障害福祉サービス種類別利用状況

障害福祉サービスの種類別利用状況（平成29年3月31日現在）は、延べ利用者数が9,871人、支給額が約9億4,220万円となっています。

平成23年度から平成28年度の過去5年間の推移は、全体の延べ利用者数が57.6%（3,608人）の増加、支給額が52.6%（3億2,469万円）の増加となっています。

図表6 障害福祉サービス種類別利用状況

単位：人、円

サービス種類	延べ利用者数	平成23年度	平成24年度	平成25年度
新体系サービス合計	延べ利用者数	4,973	5,476	6,145
	支給額	492,469,265	639,971,210	723,863,201
訪問系サービス	延べ利用者数	689	836	885
	支給額	34,957,782	47,532,826	49,905,089
日中活動系サービス	延べ利用者数	3,491	3,256	3,759
	支給額	401,684,573	452,468,855	511,366,995
短期入所	延べ利用者数	270	274	264
	支給額	13,118,150	18,472,976	19,961,116
療養介護	延べ利用者数	24	183	193
	支給額	6,383,040	46,329,430	50,474,330
居住系サービス	延べ利用者数	229	303	371
	支給額	14,488,390	16,799,533	25,488,902
施設入所支援	延べ利用者数	270	624	673
	支給額	21,837,330	58,367,590	66,666,769
旧体系サービス合計	延べ利用者数	440	32	-
	支給額	109,271,730	8,454,980	-
旧法施設支援費（入所）	延べ利用者数	428	31	-
	支給額	108,272,030	8,361,600	-
旧法施設支援費（通所）	延べ利用者数	12	1	-
	支給額	999,700	93,380	-

たんい にん えん
単位：人、円

サービス種類		平成23年度	平成24年度	平成25年度
サービス利用計画 作成費	延べ利用者数	54	47	115
	支給額	594,000	649,000	1,660,000
療養介護医療費	延べ利用者数	24	183	193
	支給額	1,718,162	12,956,489	14,010,329
その他の費用	延べ利用者数	772	927	1,058
	支給額	13,467,566	14,456,285	15,604,851
特定障害者 特別給付費	延べ利用者数	772	927	1,044
	支給額	13,467,566	14,456,285	15,445,630
高額障害福祉 サービス費	延べ利用者数	-	-	14
	支給額	-	-	159,221
総合計	延べ利用者数	6,263	6,665	7,511
	支給額	617,520,723	676,487,964	755,138,381

たんい にん えん
単位：人、円

サービス種類		平成26年度	平成27年度	平成28年度
新体系サービス合計	延べ利用者数	7,083	7,535	7,993
	支給額	813,124,164	861,760,287	905,339,599
訪問系サービス	延べ利用者数	1,104	1,165	1,315
	支給額	57,058,807	63,280,854	73,607,365
日中活動系 サービス	延べ利用者数	4,241	4,506	4,815
	支給額	573,568,999	609,755,646	643,334,780
短期入所	延べ利用者数	366	499	515
	支給額	19,749,056	23,193,864	22,284,289
療養介護	延べ利用者数	192	192	188
	支給額	51,305,530	50,200,040	48,436,230
居住系サービス	延べ利用者数	479	479	479
	支給額	39,250,109	44,514,313	44,688,066
施設入所支援	延べ利用者数	701	694	681
	支給額	72,191,663	70,815,570	72,988,869

たんい にん えん
単位：人、円

サービス種類		平成26年度	平成27年度	平成28年度
旧体系サービス合計	延べ利用者数	-	-	-
	支給額	-	-	-
旧法施設支援費 (入所)	延べ利用者数	-	-	-
	支給額	-	-	-
旧法施設支援費 (通所)	延べ利用者数	-	-	-
	支給額	-	-	-
サービス利用計画 作成費	延べ利用者数	329	434	527
	支給額	4,960,690	6,497,580	7,691,149
療養介護医療費	延べ利用者数	192	192	192
	支給額	14,120,141	14,096,154	13,967,172
その他の費用	延べ利用者数	1,181	1,172	1,159
	支給額	18,045,404	15,955,186	15,208,572
特定障害者 特別給付費	延べ利用者数	1,163	1,156	1,132
	支給額	17,901,297	15,763,897	15,038,641
高額障害福祉 サービス費	延べ利用者数	18	16	27
	支給額	144,107	191,289	169,931
総合計	延べ利用者数	8,785	9,333	9,871
	支給額	850,250,399	898,309,207	942,206,492

※各年度の数値は3月31日現在

（2）障害児通所給付費利用状況

障害児通所給付費の利用状況（平成29年3月31日現在）は、延べ利用者数が3,162人、支給額が約3億690万円となっています。

平成24年度から平成28年度の過去4年間の推移は、全体の延べ利用者数は141.7%（1,854人）の増加、支給額は136.1%（1億7,690万円）の増加で、いずれも2倍以上の伸びとなっています。

図表7 障害児通所給付費利用状況

単位：人、円

サービス種類	障害児通所給付費	
	延べ利用者数	支給額
平成23年度	-	-
平成24年度	1,308	129,998,142
平成25年度	1,776	168,965,051
平成26年度	2,179	202,832,022
平成27年度	2,558	238,442,515
平成28年度	3,162	306,899,802

※各年度の数値は3月31日現在

(3) 地域生活支援事業の利用状況

地域生活支援事業の利用状況（平成29年3月31日現在）は、利用者数が90人、実績額が約900万円となっています。

平成23年度から平成28年度の過去5年間の推移は、全体の利用者数が55.2%（32人）の増加、実績額は87.8%（421万円）の増加となっています。

図表8 地域生活支援事業（地域生活支援給付費）の利用状況

単位：人、円

サービス種類		移動支援	日中一時支援	生活サポート	合計
平成23年度	利用者数	15	43	0	58
	実績額	2,371,504	2,420,034	0	4,791,538
平成24年度	利用者数	15	40	0	55
	実績額	2,182,770	2,982,044	0	5,164,814
平成25年度	利用者数	25	48	0	73
	実績額	3,266,369	2,359,643	0	5,626,012
平成26年度	利用者数	29	46	-	75
	実績額	3,954,198	2,777,526	-	6,731,724
平成27年度	利用者数	38	39	-	77
	実績額	5,809,479	2,883,105	-	8,692,584
平成28年度	利用者数	49	41	-	90
	実績額	6,065,759	2,933,928	-	8,999,687

※地域生活支援事業（地域生活支援給付費）の利用者数の把握は、実利用者数を用いています

※生活サポートは平成26年度以降、除外されています

ずひょう ちいきせいかつしえんじぎょう おち じぎょう りようじょうきょう
 図表9 地域生活支援事業（主な事業）利用状況

たんい にん えん
 単位：人、円

サービス種類		そくだんしえん 相談支援	ちいきかつどう 地域活動 しえん 支援センター	コミュニケー ション支援	しゃかいさんかそくしん 社会参加促進 ほうしんようせい (奉仕員養成 けんしゅう 研修)
平成23年度	利用者数	6,235	3,259	45	1,157
	実績額	19,823,000	6,000,000	418,030	2,796,000
平成24年度	利用者数	5,720	2,086	45	1,065
	実績額	19,807,600	8,000,000	438,460	2,779,000
平成25年度	利用者数	5,665	2,683	45	1,188
	実績額	24,944,000	8,000,000	450,980	2,568,000
平成26年度	利用者数	10,190	4,307	76	1,079
	実績額	24,969,000	7,000,000	578,480	2,568,000
平成27年度	利用者数	6,115	4,676	83	348
	実績額	24,959,000	7,000,000	1,455,251	1,497,000
平成28年度	利用者数	8,581	6,845	76	903
	実績額	24,959,000	7,000,000	2,982,550	1,279,150

ちいきせいかつしえんじぎょう おち じぎょう りようじょうきょう はあく じつりようじょうきょうもち
 ※地域生活支援事業（主な事業）の利用者数の把握は、実利用者数を用いています

(4) 自立支援医療費、重度心身障害者医療費の給付状況

① 疾病別自立支援医療費（更生医療）の給付状況

疾病別自立支援医療費（更生医療）の給付状況（平成29年3月31日現在）は、
 受給者数が515人、公費負担額が約1億329万円となっています。

平成23年度から平成28年度の過去5年間の推移は、全体の受給者数が21.5%(91人)
 の増加、公費負担額が52.0%(3,533万円)の増加となっています。

② 疾病別自立支援医療費（育成医療）の給付状況

疾病別自立支援医療費（育成医療）の給付状況（平成29年3月31日現在）は、
 受給者数が105人、公費負担額が約1,335万円となっています。

平成27年度から平成28年度の過去1年間の推移は、全体の受給者数が37.1%（62人）
 の減少、公費負担額が56.7%（483万円）の増加となっています。

図表11 疾病別自立支援医療費（育成医療）給付状況

単位：人、円

サービス種類	平成23年度		平成24年度		平成25年度	
	人数	公費負担額	人数	公費負担額	人数	公費負担額
視覚障害	-	-	-	-	-	-
聴覚障害・ 平衡機能障害	-	-	-	-	-	-
音声・言語・そしゃく 機能障害	-	-	-	-	-	-
肢体不自由	-	-	-	-	-	-
心臓機能障害	-	-	-	-	-	-
腎臓機能障害	-	-	-	-	-	-
小腸機能障害	-	-	-	-	-	-
肝臓機能障害	-	-	-	-	-	-
免疫機能障害	-	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-	-
合計	-	-	-	-	-	-

たんい にん えん
単位：人、円

サービス種類	平成26年度		平成27年度		平成28年度	
	人数	公費負担額	人数	公費負担額	人数	公費負担額
視覚障害	-	-	2	84,314	2	119,971
聴覚障害・ 平衡機能障害	-	-	6	233,254	0	178,714
音声・言語・そしゃく 機能障害	-	-	29	812,789	15	702,408
肢体不自由	-	-	27	1,517,576	36	2,312,723
心臓機能障害	-	-	44	2,819,472	15	4,961,066
腎臓機能障害	-	-	1	286,517	0	0
小腸機能障害	-	-	0	0	0	0
肝臓機能障害	-	-	0	0	1	160,025
免疫機能障害	-	-	0	0	0	0
その他	-	-	58	2,768,759	36	4,918,375
合計	-	-	167	8,522,681	105	13,353,282

※自立支援医療（更生医療）及び自立支援医療（育成医療）は給付人数、自立支援医療費（精神通院医療）は給付決定件数を用いています

※表中符号の「-」は事業実施なし

※育成医療は平成27年度以降沖縄県から市町村へ事務権限移譲

※平成28年度の聴覚障害・平衡機能障害欄の人数0は平成27年度支給決定した方が平成28年度まで期間を要し、平成28年度支払いとなったため

③ 疾病別自立支援医療費（精神通院医療）の給付決定状況

疾病別自立支援医療費（精神通院医療）の給付状況（平成29年3月31日現在）は、全体の給付件数は1,341件となっています。障害別では、気分（感情）障害が33.5%、統合失調症29.4%となっています。

平成23年度から平成28年度の過去5年間の推移は、全体の給付件数は40.6%（387件）の増加となっています。

ずひょう 12 しっぺいべつじりつしえんいりようひ せいしんつういんいりよう きゅうふけっていじょうきょう
 図表12 疾病別自立支援医療費（精神通院医療）給付決定状況

単位：件、%

区分	平成23年度		平成24年度		平成25年度		
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	
統合失調症	356	37.3	363	35.4	389	32.9	
心因反応	3	0.3	1	0.1	0	0.0	
気分（感情）障害	355	37.2	401	39.2	496	42.0	
てんかん	107	11.2	107	10.4	121	10.2	
脳器質性精神障害	56	5.9	69	6.7	79	6.7	
その他精神障害	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
中毒性 精神 障害	アルコール中毒	35	3.7	31	3.0	32	2.7
	その他の中毒	2	0.2	1	0.1	3	0.3
精神遅滞	6	0.6	6	0.6	5	0.4	
発達障害	34	3.6	45	4.4	56	4.7	
不明	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
合計	954	100.0	1,024	100.0	1,181	100.0	

区分	平成26年度		平成27年度		平成28年度		
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	
統合失調症	356	30.8	392	30.0	394	29.4	
心因反応	0	0.0	1	0.1	0	0.0	
気分（感情）障害	402	34.7	458	35.0	449	33.5	
てんかん	121	10.5	128	9.8	130	9.7	
脳器質性精神障害	82	7.1	96	7.3	108	8.1	
その他精神障害	86	7.4	91	7.0	101	7.5	
中毒性 精神 障害	アルコール中毒	27	2.3	35	2.7	39	2.9
	その他の中毒	3	0.3	4	0.3	2	0.1
精神遅滞	9	0.8	6	0.5	5	0.4	
発達障害	71	6.1	97	7.4	104	7.8	
不明	0	0.0	0	0.0	9	0.7	
合計	1,157	100.0	1,308	100.0	1,341	100.0	

※自立支援医療（更生医療）及び自立支援医療（育成医療）は給付人数、自立支援医療費（精神通院医療）は給付決定件数を用いています

④ 重度心身障害者医療費の助成状況

重度心身障害者医療費の助成状況（平成29年3月31日現在）は、全体の助成延べ人数が2,866人、助成額が約8,672万円となっています。

平成23年度から平成28年度の過去5年間の推移は、延べ人数が10.4%（269人）の増加、助成額はほぼ同額で変化（年度により変動はあるものの）していません。

図表13 重度心身障害者医療費の助成状況

単位：人、円

サービス種類	重度心身障害者医療費	
	延べ人数	助成額
平成23年度	2,597	86,050,156
平成24年度	2,576	83,927,687
平成25年度	2,639	83,907,935
平成26年度	2,636	82,680,826
平成27年度	2,782	84,154,025
平成28年度	2,866	86,718,048

※各年度の数値は3月31日現在

(5) 補装具・日常生活用具の交付状況

① 補装具の交付状況

補装具の交付状況（平成29年3月31日現在）は、全体の件数は141件で、金額は約1,487万円となっています。件数で最も多いのは補聴器の41件で、次いで、車椅子の30件、装具の25件となっています。

平成23年度から平成28年度の過去5年間の推移は、件数が21.6%（25件）の増加、金額が37.6%（407万円）の増加となっています。

図表14 補装具の交付状況

単位：件、円

種類	平成23年度		平成24年度		平成25年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
盲人安全杖	1	4,616	3	12,361	2	8,734
義眼	0	0	0	0	3	185,400
眼鏡	2	41,153	6	165,870	6	140,773
補聴器	37	1,330,987	35	2,418,521	43	1,430,504
義肢	8	1,964,234	8	2,583,702	11	5,174,169
装具	27	2,179,486	23	2,026,608	41	2,286,561
車椅子	18	2,006,586	32	4,398,553	33	3,835,687
電動車椅子	5	193,407	9	2,185,903	8	1,321,439
歩行器	0	0	2	147,207	3	306,503
収尿器	0	0	0	0	0	0
歩行補助杖	2	15,141	1	6,118	4	38,110
座位保持装置等	15	2,978,137	16	2,646,242	15	1,703,571
重度意思伝達装置	1	92,400	0	0	2	140,080
起立保持具	0	0	2	303,300	0	0
座位保持いす	0	0	0	0	0	0
合計	116	10,806,147	137	16,894,385	171	16,571,531

たんい けん えん
単位：件、円

しゅるい 種 類	へいせい ねんど 平成26年度		へいせい ねんど 平成27年度		へいせい ねんど 平成28年度	
	けんすう 件数	きんがく 金額	けんすう 件数	きんがく 金額	けんすう 件数	きんがく 金額
もうじんあんげんつえ 盲人安全杖	3	14,102	3	10,202	6	26,530
ぎがん 義眼	0	0	0	0	0	0
がんきよう 眼鏡	3	70,011	5	159,558	3	75,042
ほちようき 補聴器	32	1,415,754	38	1,686,410	41	2,072,045
ぎし 義肢	11	3,497,528	8	1,509,302	12	4,801,647
そうく 装具	19	1,761,255	14	1,032,881	25	1,814,646
くるまいす 車椅子	25	3,156,896	28	3,374,706	30	2,596,299
でんどうくるまいす 電動車椅子	10	2,749,463	8	465,314	10	1,651,151
ほこうき 歩行器	1	15,000	3	103,887	3	76,296
しゅうりょうき 収尿器	0	0	0	0	0	0
ほこうほしよつえ 歩行補助杖	1	15,091	1	5,400	4	41,536
ざいほじそうちとう 座位保持装置等	11	1,390,715	15	1,968,662	6	1,463,169
じゅうどいしでんたつそうち 重度意思伝達装置	1	111,888	1	236,000	1	255,929
きりつほじく 起立保持具	0	0	0	0	0	0
ざいほじ 座位保持いす	0	0	4	424,072	0	0
ごう けい 合 計	117	14,197,703	128	10,976,394	141	14,874,290

とくれいほそうぐおよ しゅうり ふく
※特例補装具及び修理を含む

② 日常生活用具の交付状況

日常生活用具の交付状況（平成29年3月31日現在）は、全体の件数は888件で、金額は約1,030万円となっています。件数で最も多いのはストーマ装具の551件で、次いで、紙おむつ等の273件となっています。

平成23年度から平成28年度の過去5年間の推移は、件数が27.4%（191件）の増加、金額が19.2%（166万円）の増加となっています。

図表15 日常生活用具の交付状況

単位：件、円

種類	平成23年度		平成24年度		平成25年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
視覚障害者用 ポータブルレコーダー	1	35,910			2	161,500
点字器			1	6,480		
盲人用時計	2	25,270			3	32,300
点字図書			1	4,950		
盲人用体重計						
盲人用体温計			2	22,300		
透析液加温器					1	51,500
ネブライザー（吸入器）	5	107,848	2	46,500	2	46,305
特殊便器			2	169,200		
入浴補助用具	4	240,581	7	406,070	2	120,334
歩行支援用具						
電気式たん吸引器	8	416,460	2	90,500	5	268,160
聴覚障害用通信装置	2	126,000			2	78,000
聴覚障害者用情報受信装置	1	88,900	1	24,300		
聴覚障害者用屋内信号装置	5	338,050			2	97,600
携帯用会話補助装置						
電磁調理器			1	23,000		
視覚障害者用拡大読書器	2	356,400	5	910,800	3	554,400
ストーマ装具	413	3,550,933	475	3,965,780	494	4,221,910

たんい けん えん
単位：件、円

しゅるい 種 類	へいせい ねんど 平成23年度		へいせい ねんど 平成24年度		へいせい ねんど 平成25年度	
	けんすう 件数	きんがく 金額	けんすう 件数	きんがく 金額	けんすう 件数	きんがく 金額
とくしゅしんだい 特殊寝台	2	308,000	2	308,000	1	154,000
とくしゅ 特殊マット	2	39,200				
たいいへんかんき 体位変換機						
とうぶほごぼう 頭部保護帽	1	36,750	4	54,720	3	34,710
へんき 便器						
じょうほう つうしんしえんようぐ 情報・通信支援用具						
ふくしでんわ たいよ 福祉電話（貸与）	24	50,363	24	50,267	24	50,691
かみ とう 紙おむつ等	216	2,474,400	218	2,478,000	241	2,740,800
てんじ 点字ディスプレイ						
じんごういんとう 人工咽喉			2	133,190		
くんれん 訓練いす						
じじょう ぼうじょう T字状・棒状のつえ	1	3,000				
じゅうたくかいしゅうひ 住宅改修費	1	200,000			3	560,000
かさいけいほうき 火災警報器	3	46,500				
いどう いじょうしえんようぐ 移動・移乗支援用具	4	194,900	4	160,600	1	42,000
じりつせいかつ しえんようぐ た 自立生活支援用具その他						
てんじ 点字タイプライター						
パルスオキシメーター						
くんれんよう 訓練用ベット						
ごう けい 合 計	697	8,639,465	753	8,854,657	789	9,214,210

※ 表 中 符号の「 」(空白) は該当数値なし

たんい けん えん
単位：件、円

しゅるい 種 類	へいせい ねんど 平成26年度		へいせい ねんど 平成27年度		へいせい ねんど 平成28年度	
	けんすう 件数	きんがく 金額	けんすう 件数	きんがく 金額	けんすう 件数	きんがく 金額
しかくしょうがいしゃよう 視覚障害者用 ポータブルレコーダー	4	290,000	3	238,000	2	111,500
てんじき 点字器	0	0	0	0	0	0
もうじんようとき 盲人用時計	0	0	0	0	1	11,970
てんじとしょ 点字図書	0	0	0	0	0	0
もうじんようたいじゅうけい 盲人用体重計	1	16,000	1	15,000	0	0
もうじんようたいおんけい 盲人用体温計	1	9,000	1	9,000	0	0
とうせきえきかおんき 透析液加温器	1	46,350	2	90,000	1	45,000
ネブライザー（吸入器） きゅうにゅうき	5	161,100	1	32,400	3	80,100
とくしゅべんき 特殊便器	2	238,000	0	0	0	0
にゅうよくほじょようぐ 入浴補助用具	5	327,384	4	148,464	7	242,860
ほごうしえんようぐ 歩行支援用具	0	0	0	0	0	0
でんきしき きゅういんき 電気式たん吸引器	8	400,652	3	72,360	8	417,540
ちようかくしょうがいようつうしんそうち 聴覚障害用通信装置	1	58,597	0	0	1	62,640
ちようかくしょうがいしゃようじょうほうじゅしんそうち 聴覚障害者用情報受信装置	0	0	0	0	0	0
ちようかくしょうがいしゃようおくないしんごうそうち 聴覚障害者用屋内信号装置	0	0	1	8,424	0	0
けいたいようかいわほじょそうち 携帯用会話補助装置	0	0	0	0	0	0
でんじちようりき 電磁調理器	1	27,000	1	24,550	1	24,550
しかくしょうがいしゃようかくだいでくしよき 視覚障害者用拡大読書器	0	0	4	742,104	0	0
そうぐ ストーマ装具	506	4,243,943	537	4,533,553	551	4,583,380
とくしゅしんだい 特殊寝台	4	600,600	1	154,000	4	585,200
とくしゅ 特殊マット	1	19,600	0	0	2	37,240
たいいへんかんき 体位変換機	1	15,000	0	0	0	0
とうぶほごぼう 頭部保護帽	3	63,475	5	74,480	2	30,400
べんき 便器	1	4,450	0	0	0	0
じようほう つうしんしえんようぐ 情報・通信支援用具	2	155,952	1	90,000	0	0
ふくしてんわ たいよ 福祉電話（貸与）	12	53,874	24	56,960	24	53,683

たんい けん えん
単位：件、円

しゅるい 種 類	へいせい ねんど 平成26年度		へいせい ねんど 平成27年度		へいせい ねんど 平成28年度	
	けんすう 件数	きんがく 金額	けんすう 件数	きんがく 金額	けんすう 件数	きんがく 金額
かみ どう 紙おむつ等	245	2,817,600	281	3,166,800	273	3,264,000
てんじ 点字ディスプレイ	0	0	0	0	0	0
じんごういんどう 人工咽喉	2	133,190	0	0	1	70,100
くんれん 訓練いす	0	0	0	0	0	0
しじょう ぼうじょう T字状・棒状のつえ	5	17,400	0	0	0	0
じゅうたくかいしゅうひ 住宅改修費	2	336,960	2	265,140	1	200,000
かさいけいほうき 火災警報器	1	12,000	0	0	0	0
いどう いじょうしえんようぐ 移動・移乗支援用具	2	76,050	2	70,100	4	183,120
じりつせいかつしえんようぐ た 自立生活支援用具その他	0	0	0	0	0	0
てんじ 点字タイプライター	1	63,100	0	0	0	0
パルスオキシメーター	0	0	0	0	1	157,500
くんれんよう 訓練用ベット	0	0	0	0	1	138,600
ごう けい 合 計	817	10,187,277	874	9,791,335	888	10,299,383

※ 表 中 符 号 の 「 」 (空 白) は 該 当 数 値 な し

(6) 特別障害者手当、障害児福祉手当、福祉手当の給付状況

特別障害者手当、障害児福祉手当の給付状況（平成29年3月31日現在）は、全体の件数は1,810件で、給付総額は約3,673万円となっています。

平成23年度から平成28年度の過去5年間の推移は、受給者数が43.5%（549人）の増加、金額が39.2%（1,034万円）の増加となっています。

図表16 特別障害者手当、障害児福祉手当、福祉手当の受給者、給付額の推移

単位：人、円

サービス種類		特別障害者 手当	障害児福祉手当	福祉手当	合計
平成23年度	受給者数	691	570		1,261
	給付総額	18,211,440	8,172,650		26,384,090
平成24年度	受給者数	747	730		1,477
	給付総額	19,625,420	10,429,900		30,055,320
平成25年度	受給者数	810	788		1,598
	給付総額	21,222,360	11,226,640		32,449,000
平成26年度	受給者数	829	756	-	1,585
	給付総額	21,565,120	10,694,920	-	32,260,040
平成27年度	受給者数	830	875	-	1,705
	給付総額	22,010,280	12,623,420	-	34,633,700
平成28年度	受給者数	839	971	-	1,810
	給付総額	22,480,550	14,243,560	-	36,724,110

※ 表中符号の「-」は事業実施なし、「 」(空白)は該当数値なし

3 アンケート調査及びヒアリング調査

(1) アンケート調査の調査概要

本調査は、「豊見城市障害者計画及び第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画」策定の基礎資料とすることを目的に実施しました。

① 調査の対象者

平成29年8月現在で、豊見城市内に住所を有する身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持している方(3,328人)から1,155人を無作為に抽出し、調査対象者としました。

② 調査の実施方法

調査対象者に対して、調査票を郵送により配布し、回収は返信用封筒で返送していただく方法により実施しました。

③ 調査票の配布数と回収状況

回収数は364票（回収率は32%）であり、統計学上必要な標本数344票を上回りました。

調査対象	配布数	回収数	回収率
身体障害者手帳所持者 (2,156人)	745票	364票	32%
療育手帳所持者 (583人)	205票		
精神障害者保健福祉 手帳所持者 (589人)	205票		

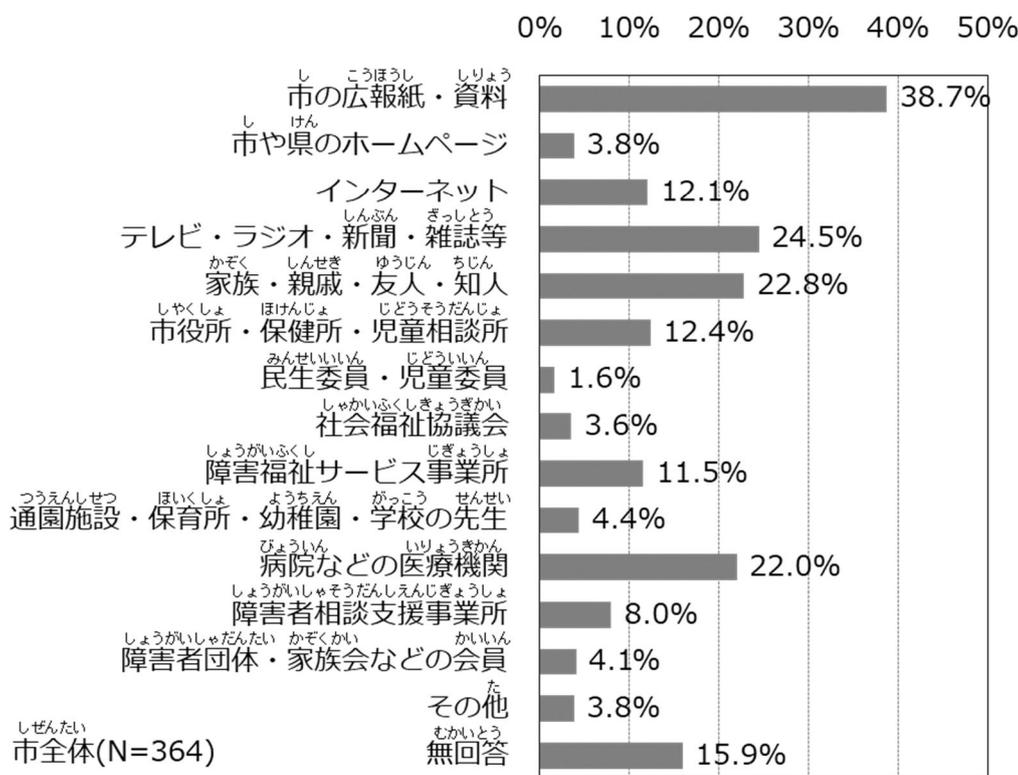
(2) アンケート調査結果とその課題

アンケート調査の結果とその課題は次のとおりです。

① 情報の入手

福祉サービス等情報の入手先については、「市の広報紙・資料」の38.7%が最も多く、次いで「テレビ・ラジオ・新聞・雑誌等」の24.5%、「家族・親戚・友人・知人」の22.8%、「病院などの医療機関」の22.0%、などと続いています。

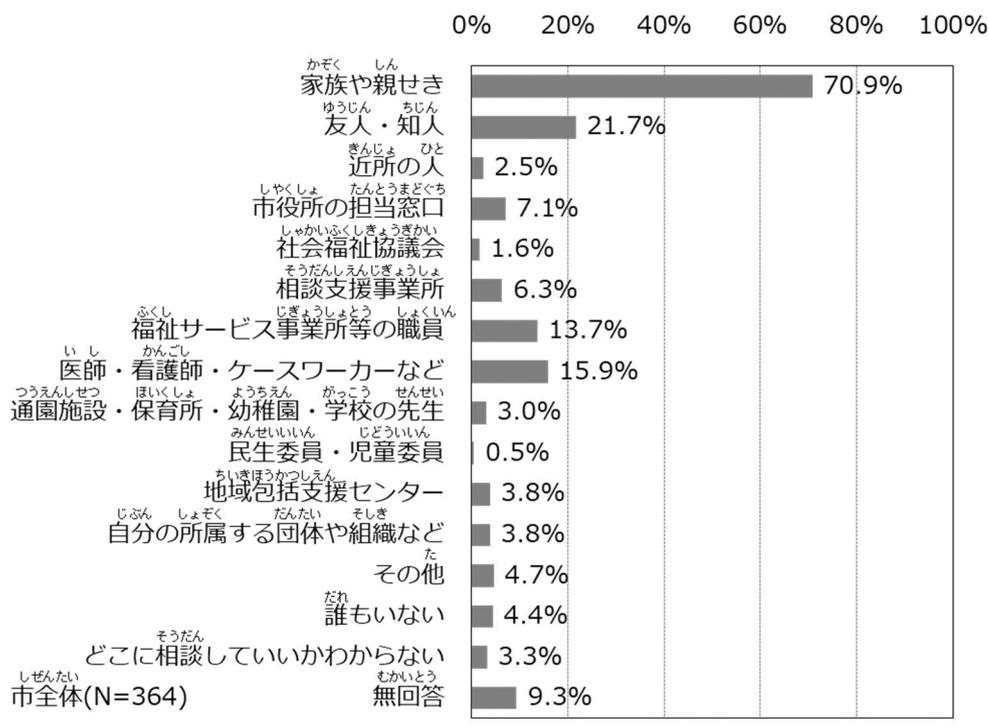
情報入手は、身近で視覚及び対話的な情報源が主であり、また多岐にわたっていることから、分かりやすく、かつ入手しやすい方法による情報が求められています。



② 相談

悩みや心配ごとの相談相手については、「家族や親せき」の70.9%が最も多く、次いで「友人・知人」の21.7%、「医師・看護師・ケースワーカーなど」の15.9%、「福祉サービス事業所等の職員」の13.7%などと続いています。

身近で日常的に接する方への相談が主となっています。このことを踏まえ、この方々への情報提供の充実を図るとともに、様々な相談窓口があることの周知を行う必要があります。

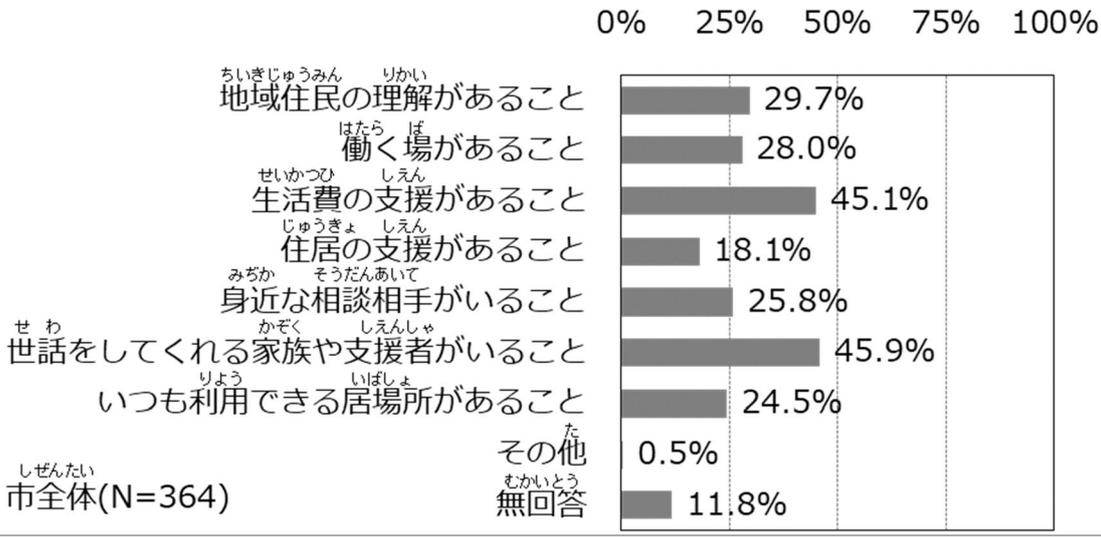


③ 地域で自立生活をする場合の必要条件

地域で自立して生活する場合の条件については、「世話をしてくれる家族や支援者がいること」の45.9%が最も多く、次いで「生活費の支援があること」の45.1%、「地域住民の理解があること」の29.7%、「働く場があること」の28.0%などが上位を占めています。

また、障害種別でみると、身体障害は概ね全体と同様の傾向を示しています。知的障害では、傾向としては全体と同様ですが、「働く場があること」が3位になっています。精神障害では、「生活費の支援があること」「住居の支援があること」「身近な相談相手がいること」が上位となっています。

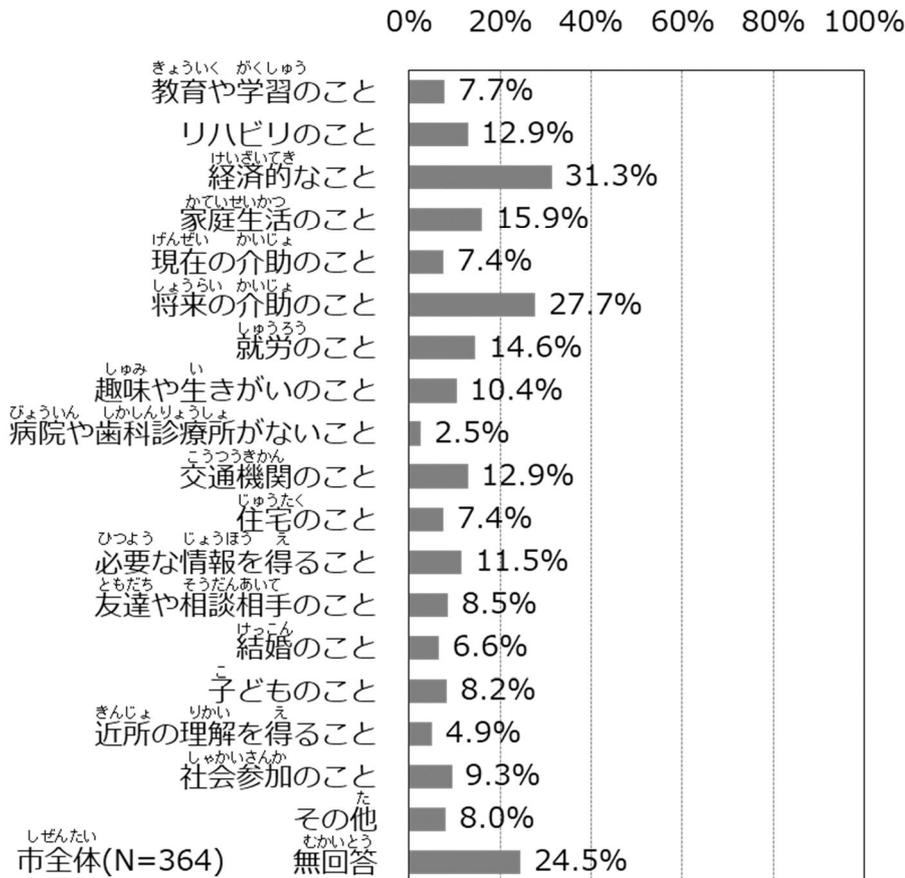
地域での自立要件としては、生活の世話や生活費の支援、相談相手、住民の理解、働く場の確保など、安心かつ安定した生活環境と活動の場の確保が求められています。



④ 生活全般で困っていること

現在の生活全般を通して困っていることについては、「経済的なこと」の31.3%が最も多く、次いで「将来の介助のこと」の27.7%、「家庭生活のこと」の15.9%、「就労のこと」の14.6%などが上位となっています。

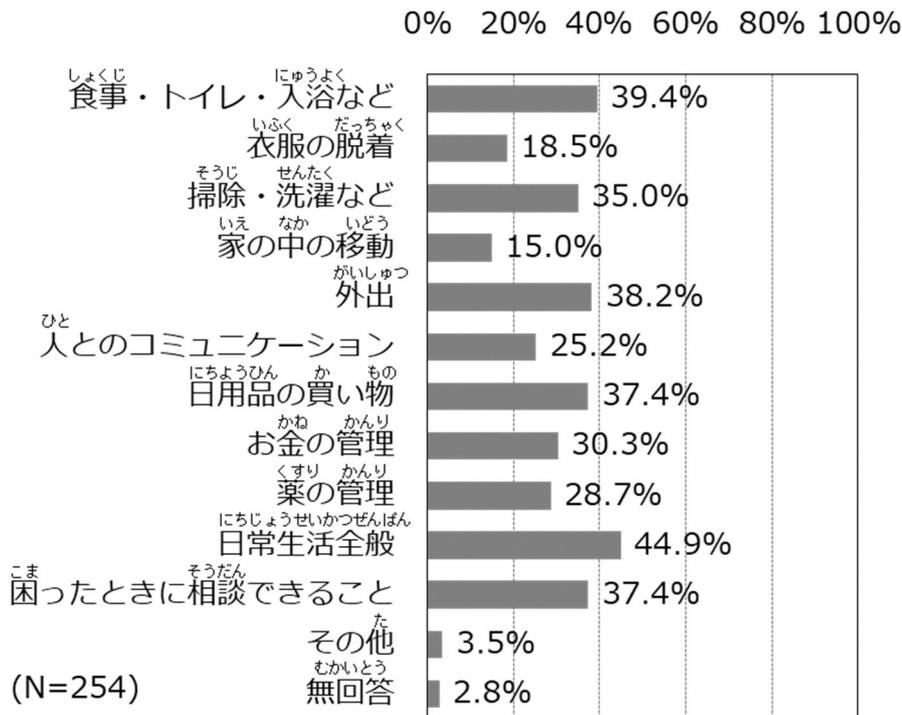
生活全般としては、安心して生活するための経済的なこと、介助等の生活環境の維持と確保、就労環境の確保などに着目した支援及び環境整備が求められています。



⑤ 日常生活における今後の必要とする支援

将来において支援を必要とする項目については、「日常生活全般」の44.9%が最も多く、次いで「食事・トイレ・入浴など」の39.4%、「外出」の38.2%、「日用品の買い物」と「困ったときに相談できること」がともに37.4%、「掃除・洗濯など」の35.0%、「お金の管理」の30.3%などが30%を超える項目となっています。

ほぼ全般にわたり、かつ必要量が高いことから、障害特性に応じた支援のあり方や機能回復を推進するとともに、その担い手の確保を図る必要があります。



⑥ 福祉サービスの利用意向

将来の暮らし方については、「利用している」の回答が多かった項目として「⑨自立訓練(機能訓練・生活訓練)(自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定期間、身体機能や生活能力向上のための訓練を行う)」が10.2%、「⑦生活介護(常に介護を必要とする方に、施設などで行われる入浴、排せつ、食事の介護や創作的活動を提供)」が9.1%、「⑩施設入所支援(施設に入所する方に、入浴や排せつ、食事の介護などを行う)」が8.0%となっています。

また、「今後利用したいと思う」の回答の上位3位は、「⑨自立訓練(機能訓練・生活訓練)(自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定期間、身体機能や生活能力向上のための訓練を行う)」が33.0%、「⑤短期入所(ショートステイ)(自宅で介護を行う方が病気の場合など短期間施設で介護を行う。レスパイトを含む)」が29.7%、「⑦生活介護(常に介護を必要とする方に、施設などで行われる入浴、排せつ、食事の介護や創作的活動を提供)」が25.8%となっています。

今後、福祉サービスの利用意向の高い分野は、自立訓練、短期入所、生活介護などがあげられ、自立に向けた取り組みと、生活維持に欠かせない生活介護に着目した支援対応が求められています。

設問項目	げんざいりよう 現在利用していますか			
	1 利用している	2 利用していない	3 利用したいが 利用できていない	4 無回答
①居宅介護（ホームヘルプ）（自宅で入浴、排泄、食事の介護を行う）	21 5.8%	228 62.6%	2 0.5%	113 31.0%
②重度訪問介護（重度の障害があり、常に介護が必要な方に、自宅での介護から外出時の移動支援までを総合的に行う）	3 0.8%	235 64.6%	1 0.3%	125 34.3%
③行動援護（知的障害又は精神障害により、常に介護の必要な方に、外出時の移動や行動の際に生じる危険回避のための援護などを行う）	5 1.4%	229 62.9%	3 0.8%	127 34.9%
④重度障害者等包括支援（介護の必要性がとて高い方に、居宅介護など複数のサービスを包括的に提供）	3 0.8%	230 63.2%	3 0.8%	128 35.2%
⑤短期入所（ショートステイ）（自宅で介護を行う方が病気の場など短期間施設で介護を行う。レスパイトを含む）	17 4.7%	214 58.8%	9 2.5%	124 34.1%
⑥同行援護（視覚障害により、移動に困難を有する方に、外出先における移動支援、視覚的情報の提供等の支援を行う）	4 1.1%	223 61.3%	4 1.1%	133 36.5%
⑦生活介護（常に介護を必要とする方に、施設などで行われる入浴、排せつ、食事の介護や創作的活動を提供）	33 9.1%	208 57.1%	2 0.5%	121 33.2%
⑧療養介護（医療と常時介護を必要とする方に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護及び日常生活上の世話をを行う）	16 4.4%	217 59.6%	7 1.9%	124 34.1%
⑨自立訓練（機能訓練・生活訓練）（自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定期間、身体機能や生活能力向上のための訓練を行う）	37 10.2%	192 52.7%	6 1.6%	129 35.4%
⑩就労移行支援（就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識や能力向上のための訓練を行う）	11 3.0%	212 58.2%	7 1.9%	134 36.8%
⑪就労継続支援A型（一般企業での就労が困難な方に、雇用契約等に基づき働く場所を提供するとともに就労に必要な知識や能力向上のための訓練を行う）	7 1.9%	211 58.0%	8 2.2%	138 37.9%
⑫就労継続支援B型（一般企業での就労が困難な方に、働く場所を提供するとともに就労に必要な知識や能力向上のための訓練を行う）	21 5.8%	198 54.4%	9 2.5%	136 37.4%

設 問 項 目	今 後 利 用 し た い と 思 い ま す か			全 体
	1	2	3	
	利 用 し た い と 思 う	利 用 し た い と 思 わ な い	無 回 答	
① 居宅介護（ホームヘルプ）（自宅で入浴、排泄、食事の介護を行う）	86	134	144	364
	23.6%	36.8%	39.6%	100.0%
② 重度訪問介護（重度の障害があり、常に介護が必要な方に、自宅での介護から外出時の移動支援までを総合的に行う）	74	136	154	364
	20.3%	37.4%	42.3%	100.0%
③ 行動援護（知的障害又は精神障害により、常に介護が必要な方に、外出時の種別や行動の際に生じる危険回避のための援護などを行う）	74	139	151	364
	20.3%	38.2%	41.5%	100.0%
④ 重度障害者等包括支援（介護の必要性がとて高い方に、居宅介護など複数のサービスを包括的に提供）	71	135	158	364
	19.5%	37.1%	43.4%	100.0%
⑤ 短期入所（ショートステイ）（自宅で介護を行う方が病気の場合など短期間施設で介護を行う。レスパイトを含む）	108	113	143	364
	29.7%	31.0%	39.3%	100.0%
⑥ 同行援護（視覚障害により、移動に困難を有する方に、外出先における移動支援、視覚的情報の提供等の支援を行う）	59	142	163	364
	16.2%	39.0%	44.8%	100.0%
⑦ 生活介護（常に介護を必要とする方に、施設などで行われる入浴、排泄、食事の介護や創作的活動を提供）	94	116	154	364
	25.8%	31.9%	42.3%	100.0%
⑧ 療養介護（医療と常時介護を必要とする方に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護及び日常生活上の世話をを行う）	87	114	163	364
	23.9%	31.3%	44.8%	100.0%
⑨ 自立訓練（機能訓練・生活訓練）（自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定期間、身体機能や生活能力向上のための訓練を行う）	120	97	147	364
	33.0%	26.6%	40.4%	100.0%
⑩ 就労移行支援（就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識や能力向上のための訓練を行う）	89	119	156	364
	24.5%	32.7%	42.9%	100.0%
⑪ 就労継続支援A型（一般企業での就労が困難な方に、雇用契約等に基づき働く場所を提供するとともに就労に必要な知識や能力向上のための訓練を行う）	71	125	168	364
	19.5%	34.3%	46.2%	100.0%
⑫ 就労継続支援B型（一般企業での就労が困難な方に、働く場所を提供するとともに就労に必要な知識や能力向上のための訓練を行う）	74	125	165	364
	20.3%	34.3%	45.3%	100.0%

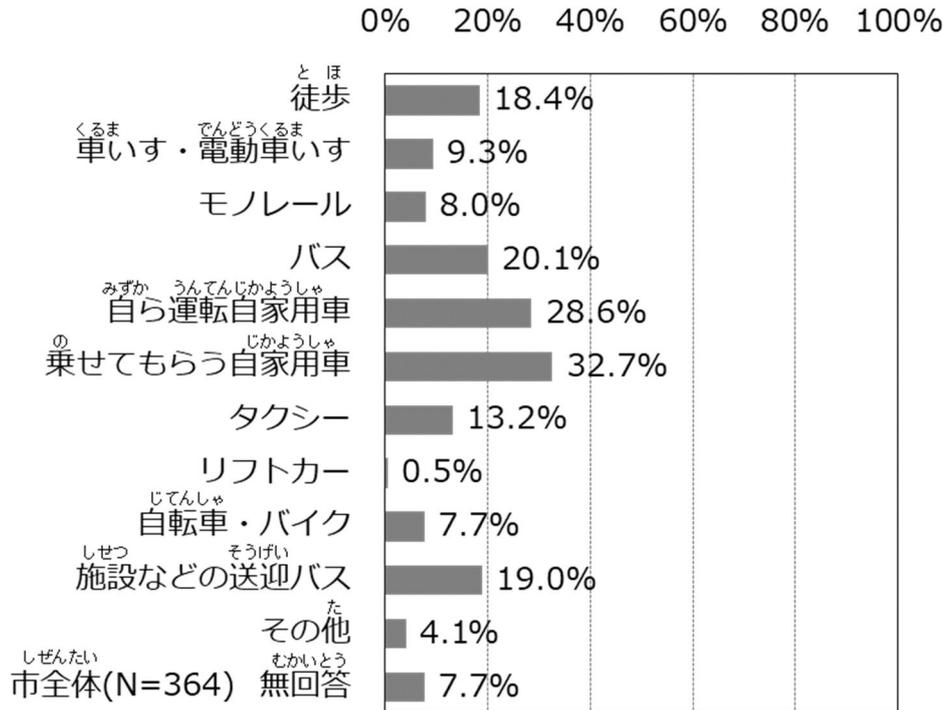
設 問 項 目	げんざいりよう 現在利用していますか			
	1 利用している	2 利用していない	3 利用できていない 利用したいが	4 無回答
⑬放課後等デイサービス(学校に通学している方が放課後や休日に、施設で生活能力向上の訓練などを行う)	15 4.1%	192 52.7%	4 1.1%	153 42.0%
⑭児童発達支援(児童発達支援センターなどで、日常生活における基本的な動作の指導などを行う)	10 2.7%	196 53.8%	7 1.9%	151 41.5%
⑮保育所等訪問支援(保育所などに児童指導員や保育士が訪問し、集団生活に適応するための専門的な支援を行う)	2 0.5%	204 56.0%	5 1.4%	153 42.0%
⑯共同生活援助(グループホーム)(共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助、入浴や排せつ、食事の介護などを行う。介護サービス包括型と外部サービス利用型がある)	12 3.3%	212 58.2%	5 1.4%	135 37.1%
⑰施設入所支援(施設に入所する方に、入浴や排せつ、食事の介護などを行う)	29 8.0%	193 53.0%	4 1.1%	138 37.9%
⑱医療型児童発達支援(日常生活における基本的な動作指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援と治療を行う)	7 1.9%	199 54.7%	4 1.1%	154 42.3%
⑲福祉型児童入所支援(障害児入所施設に入所する障害児に対して保護・日常生活の指導や知識技能の付与を行う)	2 0.5%	200 54.9%	5 1.4%	157 43.1%
⑳医療型児童入所支援(障害児入所施設や指定医療機関に入所する障害児に対して、保護・日常生活の指導や知識技能の付与や治療を行う)	3 0.8%	201 55.2%	3 0.8%	157 43.1%
㉑手話通訳者の市役所設置(手話通訳者を市役所の案内窓口(設置する事業))	6 1.6%	204 56.0%	2 0.5%	152 41.8%
㉒自動車運転免許取得・改造助成(重度の身体障害者などで、自動車の使用により就労等が見込まれる方に自動車運転免許取得及び改造助成に要する費用の一部を助成する事業)	3 0.8%	202 55.5%	7 1.9%	152 41.8%

設 問 項 目	今後利用したいと思いますか			全 体
	1	2	3	
	利用したいと思	利用したいと思わない	無回答	
⑬放課後等デイサービス(学校に通学している方が放課後や休日、施設で生活能力向上の訓練などを行う)	47 12.9%	137 37.6%	180 49.5%	364 100.0%
⑭児童発達支援(児童発達支援センターなどで、日常生活における基本的な動作の指導などを行う)	39 10.7%	140 38.5%	185 50.8%	364 100.0%
⑮保育所等訪問支援(保育所などに児童指導員や保育士が訪問し、集団生活に適応するための専門的な支援を行う)	32 8.8%	144 39.6%	188 51.6%	364 100.0%
⑯共同生活援助(グループホーム)(共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助、入浴や排せつ、食事の介護などを行う。介護サービス包括型と外部サービス利用型がある)	53 14.6%	142 39.0%	169 46.4%	364 100.0%
⑰施設入所支援(施設に入所する方に、入浴や排せつ、食事の介護などを行う)	81 22.3%	116 31.9%	167 45.9%	364 100.0%
⑱医療型児童発達支援(日常生活における基本的な動作指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援と治療を行う)	47 12.9%	137 37.6%	180 49.5%	364 100.0%
⑲福祉型児童入所支援(障害児入所施設に入所する障害児に対して保護・日常生活の指導や知識技能の付与を行う)	34 9.3%	150 41.2%	180 49.5%	364 100.0%
⑳医療型児童入所支援(障害児入所施設や指定医療機関に入所等をする障害児に対して、保護・日常生活の指導や知識技能の付与や治療を行う)	33 9.1%	151 41.5%	180 49.5%	364 100.0%
㉑手話通訳者の市役所設置(手話通訳者を市役所の案内窓口(設置する事業))	38 10.4%	149 40.9%	177 48.6%	364 100.0%
㉒自動車運転免許取得・改造助成(重度の身体障害者などで、自動車の使用により就労等が見込まれる方に自動車運転免許取得及び改造助成に要する費用の一部を助成する事業)	47 12.9%	143 39.3%	174 47.8%	364 100.0%

⑦ 外出時の交通手段

外出時の交通手段については、「乗せてもらう自家用車」の32.7%が最も多く、次いで「自ら運転自家用車」の28.6%、「バス」の20.1%、「施設などの送迎バス」の19.0%、「徒歩」の18.4%などが上位となっています。

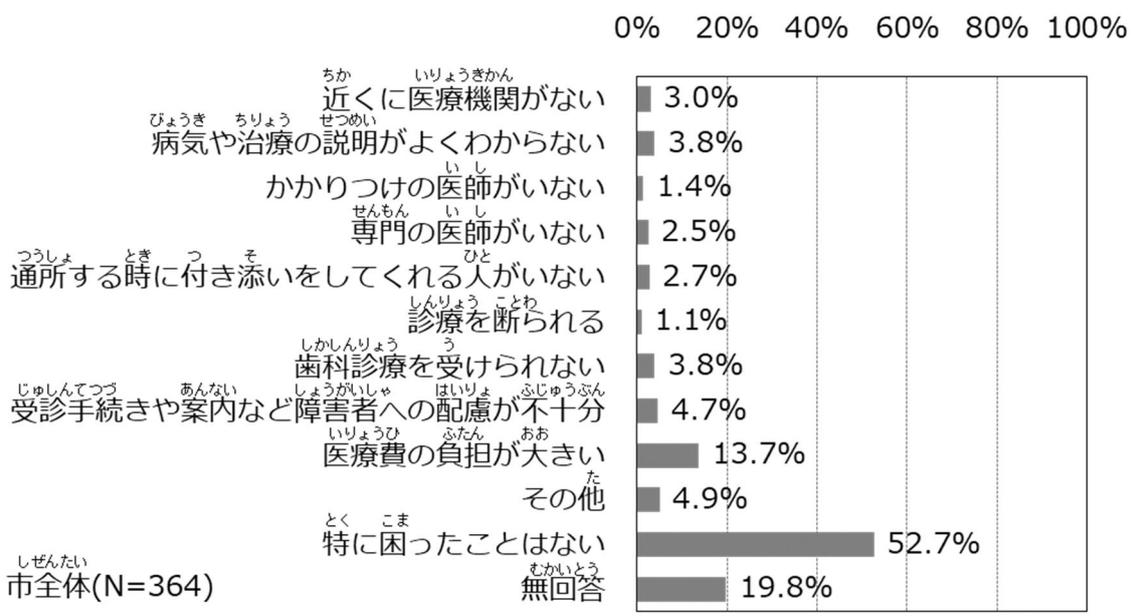
外出時の交通手段は、自家用車利用が主体となっていることから、家族等の負担軽減や外出しやすい移動・移送手段の対応が望まれます。



⑧ 健康・医療

健康維持や医療に関することで困っていることについては、半数以上の52.7%の人が「特に困ったことはない」と答えています。困っている内容では、「医療費の負担が大きい」が13.7%で最も多く、次いで「その他」の4.9%、「受診手続きや案内など障害者への配慮が不十分」の4.7%などが上位となっています。

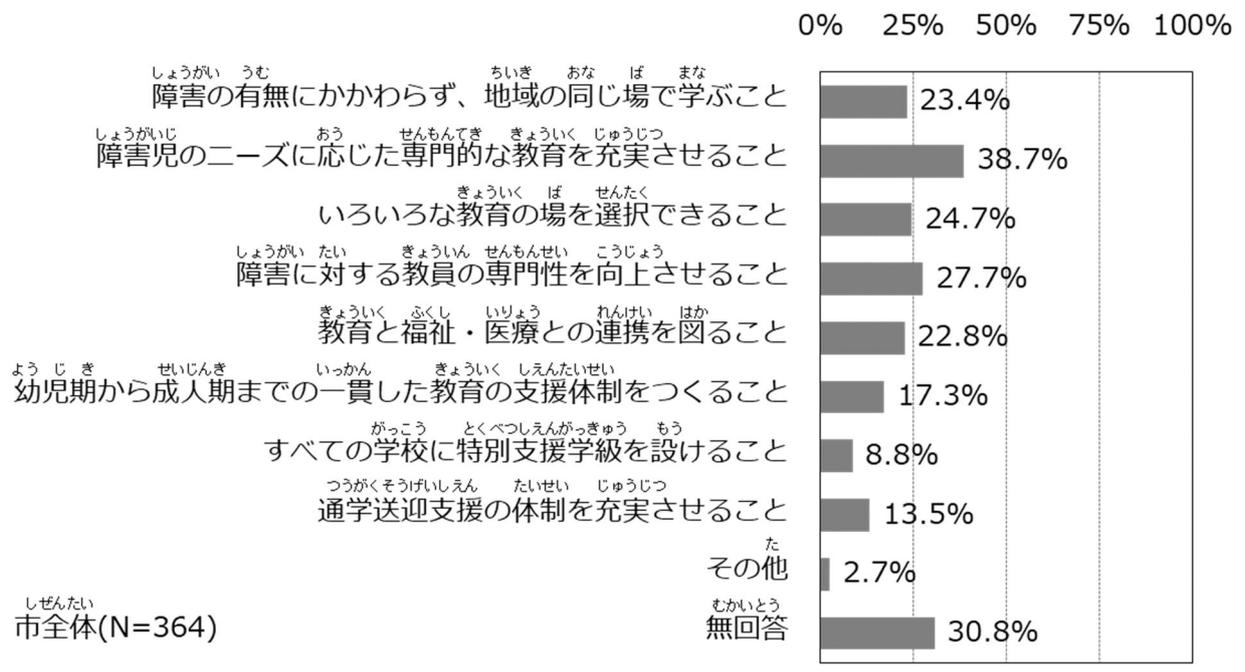
医療費の経済的負担の軽減や受診の際の手続きの分かりやすさ及び障害者への配慮が求められています。



⑨ 障害児教育

障害児の学校教育で大切と思うことについては、「障害児のニーズに応じた専門的な教育を充実させること」の38.7%が最も多く、次いで、「障害に対する教員の専門性を向上させること」の27.7%、「いろいろな教育の場を選択できること」の24.7%、「障害の有無にかかわらず、地域の同じ場で学ぶこと」の23.4%などが上位となっています。

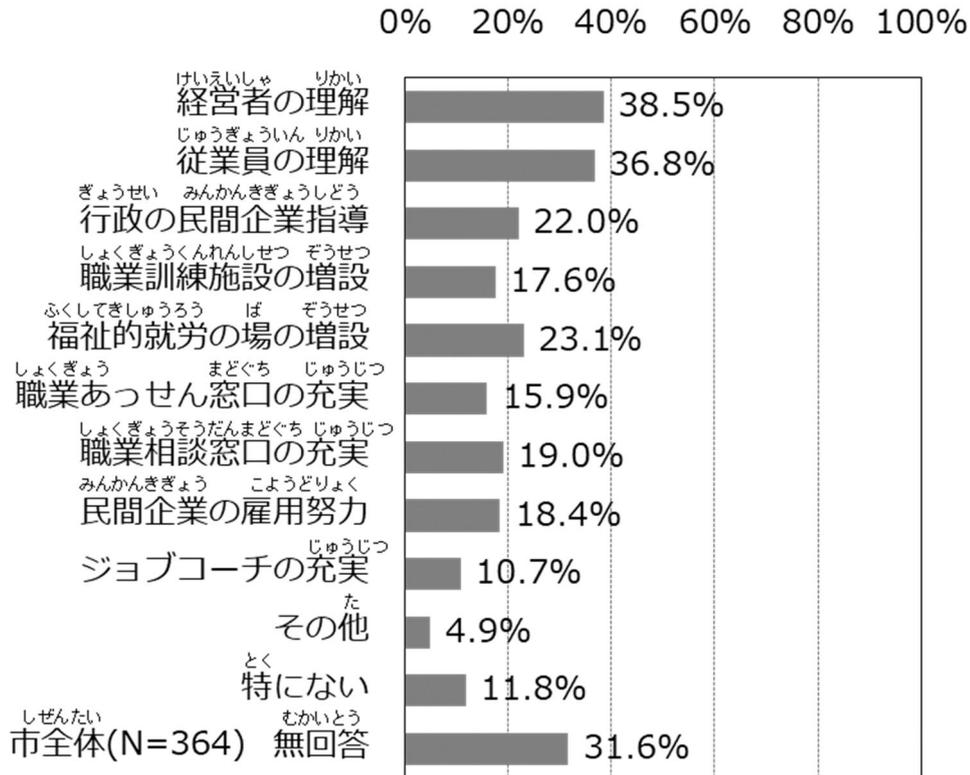
学校教育においては、障害児のニーズに応じた教育、選択可能な教育の場、教員の専門性の向上などが着目する点としてあげられており、教育の多様性と質の向上が求められています。



⑩ 就業の推進

障害者の就業推進に必要なことについては、「経営者の理解」の38.5%が最も多く、次いで「従業員の理解」の36.8%、「福祉的就労の場の増設」の23.1%、「行政の民間企業指導」の22.0%が上位となっています。

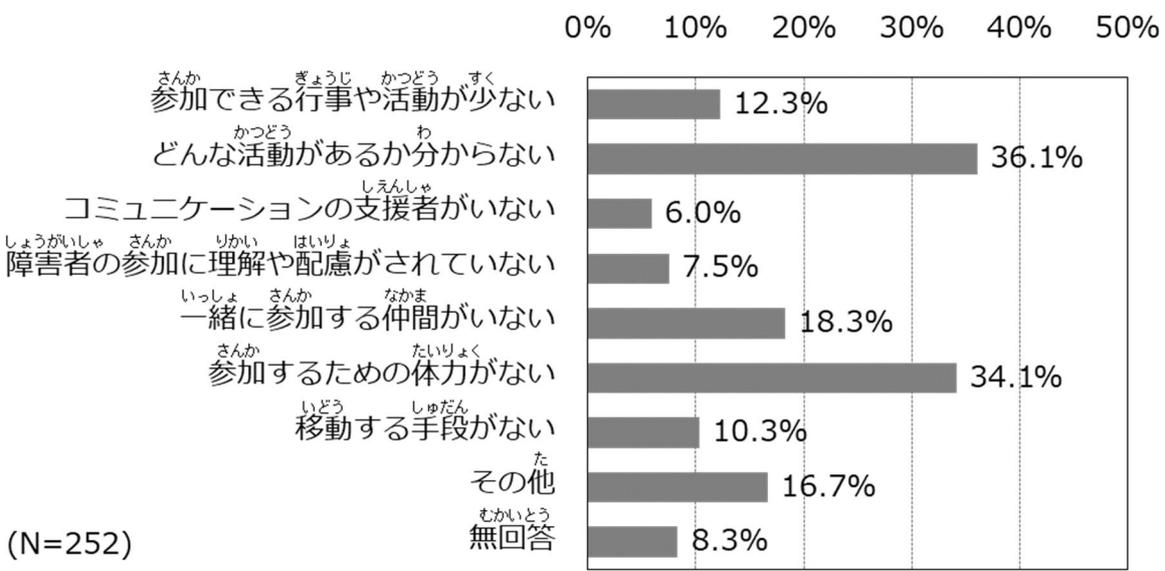
就業推進にあたっては、職場における経営者や従業員の理解や就労の場の確保など、民間企業の受入れ環境づくりに向けた行政の働きかけなどが求められています。



⑪ 地域活動への参加

地域活動に参加しない理由については、「どんな活動があるかわからない」の36.1%が最も多く、次いで「参加するための体力がない」の34.1%、「一緒に参加する仲間がいない」の18.3%が上位となっています。

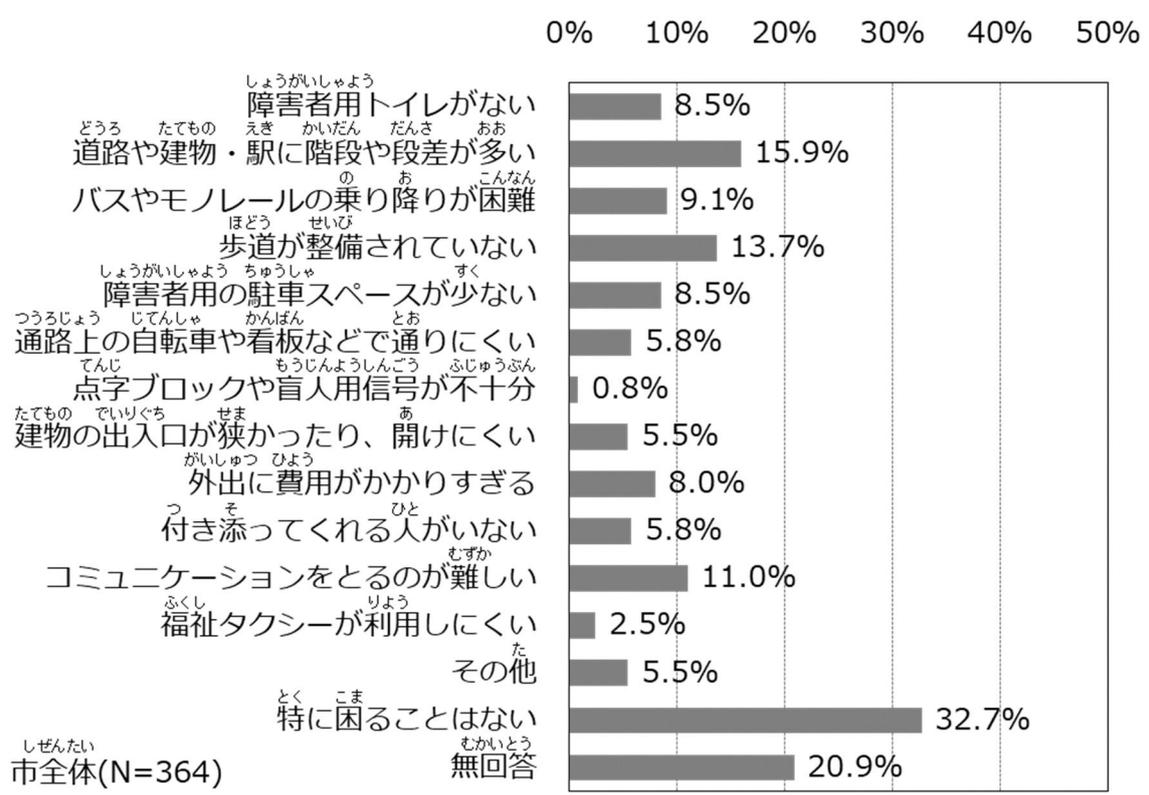
地域活動の参加推進には、活動情報の提供や移動支援、仲間づくり支援など、参加機会の手助けが求められています。



⑫ 外出時の不便

外出時の不便や困ることについては、「特に困ることはない」の32.7%が最も多く、次いで「道路や建物・駅に階段や段差が多い」の15.9%、「歩道が整備されていない」の13.7%、「コミュニケーションをとるのが難しい」の11.0%などが上位となっています。

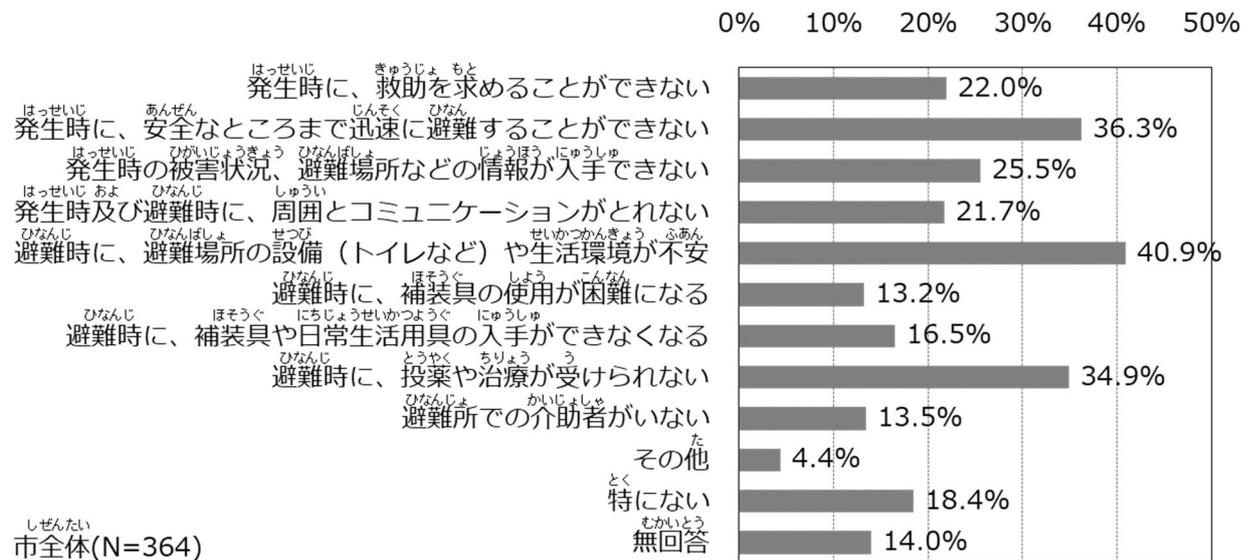
不便の解消としては、道路や公共施設等のバリアフリー化、コミュニケーション手段の確保、障害者の利用施設の充実、費用負担の軽減などの対応が求められています。



⑬ 災害時の対応

災害が発生した時に困ることについては、「避難時に、避難場所の設備（トイレなど）や生活環境が不安」の40.9%が最も多く、次いで「発生時に、安全なところまで迅速に避難することができない」の36.3%、「避難時に、投薬や治療が受けられない」の34.9%、「発生時の被害状況、避難場所などの情報が入りできない」の25.5%などが上位となっています。

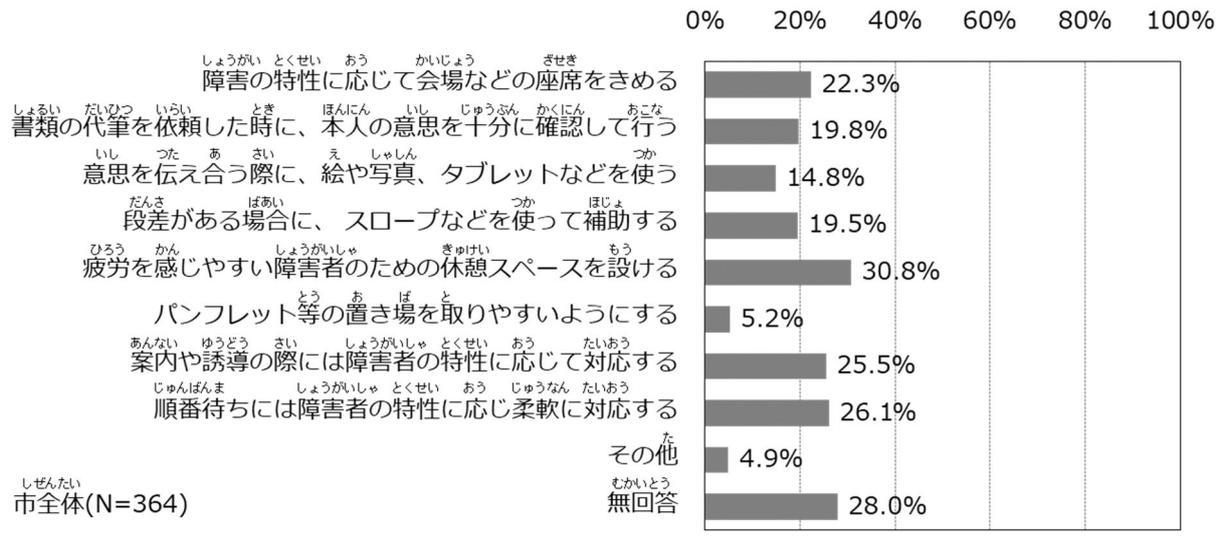
災害時の避難支援、避難生活や投薬及び治療に関する不安解消、災害状況や避難場所などの情報提供などが災害時における主な対応として求められています。



⑭ 権利擁護

成年後見制度の内容の認知度は21.7%、障害者差別解消法の内容の認知度は6.0%と低い状況です。差別解消に向けた配慮の取り組みとしては、「疲労を感じやすい障害者のための休憩スペースを設ける」の30.8%が最も多く、次いで「順番待ちには障害者の特性に応じ柔軟に対応する」の26.1%、「案内や誘導の際には障害者の特性に応じて対応する」の25.5%などが上位となっています。

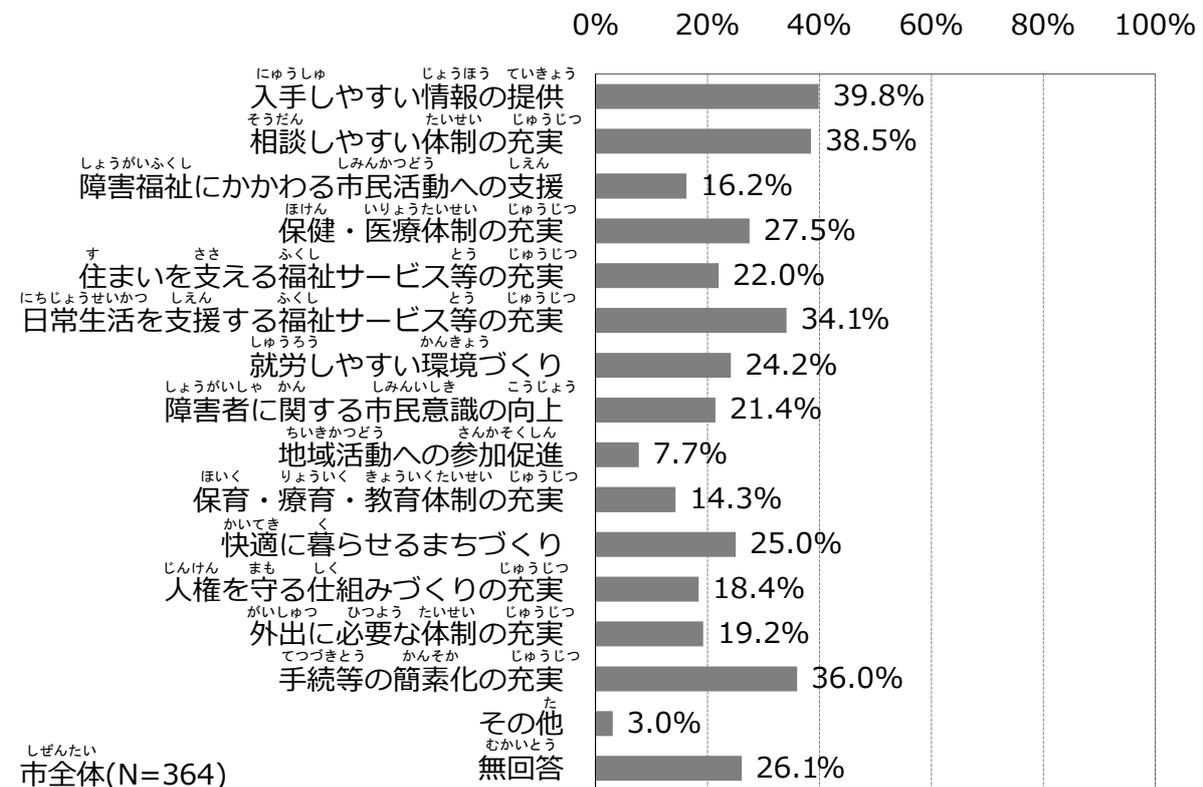
権利擁護に関する制度等の周知や障害者の体調や特性に配慮した取り組みが求められています。



⑮ 充実すべき福祉施策

充実すべき福祉施策については、「入手しやすい情報の提供」の39.8%が最も多く、次いで「相談しやすい体制の充実」の38.5%、「手続等の簡素化の充実」の36.0%、「日常生活を支援する福祉サービス等の充実」の34.1%、「保健・医療体制の充実」の27.5%が上位となっています。

今後の福祉施策としては、情報提供、相談体制、手続きの簡素化、福祉サービスの充実、保健・医療体制の充実を柱とした取り組みが求められています。



(3) ヒアリング調査結果の概要と課題

アンケート調査のほか、障害者福祉サービス事業所や家族会、または障害者相談専門員、障害者当事者など、幅広く聞き取りによるヒアリング調査を実施しました。主な内容は次のとおりです。

分類項目	ヒアリング調査の内容（要望・課題等）
① 情報提供・相談	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障害者福祉に関する相談窓口が分からない方もいることから、情報発信や障害者の理解の普及も含めた取り組みが必要である。 ○ 切れ目のない支援に向けた、障害者の情報を関係者で共有する必要がある。
② 人材確保・支援体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障害者数に対し、相談員数が圧倒的に不足している。 ○ 人材不足は、緊急時などの発生に伴い、他の対応が遅くなる。 ○ 業務の過酷さ、報酬の安さ等から人材の定着が悪く悪循環をきたしている。 ○ 将来の生活に不安がある。不安解消に向けた取り組みが望まれる。特に、知的障害児の親は子どもの将来を支える支援について不安がある。 ○ 知的障害者は自活しにくく、何らかの支援者が必要である。 ○ 総合的な対応と切れ目のない支援の推進に向けた、関係機関の連携ネットワークの構築が不可欠である。 ○ 団体を作るのは大変だが、交流や情報交換を行うために必要である。
③ 生活基盤	<ul style="list-style-type: none"> ○ 子どもの貧困にかかる発達障害者や視覚障害者の居場所の確保が必要である。 ○ 車の運転ができない人にとって、公共交通の便が悪く、通院等に費用が掛かるため、移動手段の確保や経済的支援が望まれる。

ぶんるいこうもく 分類項目	ちょうさ ないよう ようぼう かだいとう ヒアリング調査の内容 (要望・課題等)
ほけん いりよう ④保健・医療	けんこうしんだん きかい すく そうきはつけん ししゅう ○健康診断の機会が少なく、早期発見に支障をきたしている。 しょうがい とくせいじょう けんこうしんだん ちりょう う ひじょう むずか ○障害の特性上、健康診断や治療を受けることが非常に難しい。 こわ じゅしん しかた 怖がったり、パニックにおちいらぬような受診の仕方についての けんとう ひつよう 検討が必要である。 そうきはつけん ちりょう む けんこうしんだん けいぞくてき おこな たいせい ひつよう ○早期発見・治療に向けた健康診断を継続的に 行う体制が必要である。
しょうがいじ ⑤障害児	そうきはつけん ちりょう おや りかい ひつよう ○早期発見・治療について、親の理解が必要である。 がっこう はいち しょうがい りかい てきせつ たいおう え ○学校にコーディネーターを配置し、障害の理解と適切な対応が得 ひつよう られるようにする必要がある。 ほいくしょ ようちえん しゅうだんせいかつ おこな たいせつ ○保育所・幼稚園などの集団生活を行うことも大切なことである。
しゃかいさんか じこ ⑥社会参加・自己 じつげん 実現	しゅうしょく つ きび ○就職に就くことが厳しい。 ちょうきぎょう きび はたら つづ きぎょう たい はたら ○長期雇用が厳しく、働き続けるためには、企業に対する働きかけ ひつよう が必要である。 あいさつ しかた りれきしょ か かた さぎょうくんれん おこな ○挨拶の仕方や履歴書の書き方、作業訓練を行うなどのスキルアッ おこな しゅうぎょうきかい ていちゃく たか プを行うと就業機会や定着が高まる。 ひとり じょうきぎょう たいおう むずか た しょうがいしゃ どういつ ○一人ひとりの状況により対応が難しく、他の障害者と同じ かんきょう せいかつ さぎょうとう おこな ふくぎつ 環境で生活や作業等を行うことができないなどといった複雑さ がある。 げいじゆつ ひい とくい のうりよく も しょうがいしゃ ○芸術などに秀でた特異な能力を持った障害者もみられる。 しょうがい りかい きのうはったつ めん しょうがくせい としき こうりゅう ○障害の理解や機能発達の面からも小学生の時から交流は こうかてき かんが 効果的と考えられる。 ふ あ いろいろ たいけん せいちょう ○触れ合うことにより色々と体験し、成長につながる。 きょうどう ひつよう ○協働のネットワークづくりが必要である。 しょうがいしゃ さぎょうちんぎん ひじょう やす のうりよく はか ○障害者の作業賃金は非常に安い。能力アップを図るなどして ふ か か ち たか ひつよう 付加価値を高めることも必要である。 こうきぎょう いちぶ たど あぶ どうろ こうえん かんり ○公共事業の一部 (例えば、危なくない道路や公園の管理など) を しごと ていきょう かつどう ば ひろ 仕事として提供することにより活動の場が広がる。

ぶんるいこうもく 分類項目	ちょうさ ないよう ようぼう かだいとう ヒアリング調査の内容（要望・課題等）
あんぜん あんしん ⑦安全・安心な まちづくり	しょうがいしゃ すこ だんさ すいしん ○障害者は少しの段差でもつまづくため、バリアフリーの推進が ひつよう 必要である。 てんじ きいろ うす かしよ かんり ひつよう ○点字ブロックの黄色が薄くなっている箇所があり、その管理が必要 あかいろ みどりいろ くべつ である。（赤色と緑色の区別がつきにくい。） さいがいじ ひなんこうどうようしえんしゃ こべつしえんけいかく すいしん のぞ ○災害時における避難行動要支援者の個別支援計画の推進が望まれ る。
じんけんようご ⑧人権擁護	にちじょう きんせんかんり しえん ほうじんこうけんにんせいど けんりようご すいしん ○日常の金銭管理の支援や法人後見人制度による権利擁護の推進 のぞ しえんいん かくほ ひつよう が望まれる。また、支援員の確保が必要である。
た ぎょうせいたいおうとう ⑨その他、 行政対応等	ぎょうせいしよくいん しょうがいしゃ たい りかい けいはつ さべつかいしょうほう もと ○行政職員の障害者に対する理解・啓発や差別解消法に基づ しょくいんけんしゅうとう すいしん のぞ く、職員研修等の推進が望まれる。

4 本計画の主な計画課題

(1) 情報提供や相談等の身近な支援体制

- 福祉サービス等の情報が十分に伝わっていないことを踏まえ、周知・啓発が必要です。
- 障害の種別により情報の入手方法が異なることから、障害特性に応じた情報の提供及び発信方法を工夫する必要があります。特に、入手しやすい方法と分かりやすい情報の提供が求められています。
- 相談に対するニーズは高く、身近で気軽に相談できる体制の構築が求められています。また、さまざまな相談窓口があることの周知も必要です。
- 障害者の理解が進んでいないことから、市民をはじめ関係機関等においても障害者理解が深められるよう理解に向けた啓発を推進する必要があります。
- 市民と接する機会の多い行政職員の障害者理解に対する意識啓発が求められています。
- 障害者を支え、交流する幅広い人材の確保と支援体制を構築する必要があります。特に、福祉サービスに関する福祉人材の不足は大きな課題となっています。
- 総合的かつ切れ目のない支援体制を推進するために、関係機関の相互連携ネットワークの構築が求められています。

(2) 地域で暮らす生活基盤の整備

- 障害特性に応じた多様な住まいの確保・提供が求められています。
- 自立生活におけるさまざまな不安や困りごとを解消するために、生活の世話や生活費の支援、相談相手、住民の理解、働き場の確保などが求められています。
- 日常生活を支えるさまざまな福祉支援サービスの充実が求められています。また、将来的には利用意向が高いことから、サービス体制の整備や機能回復などの自立支援の取り組みを推進する必要があります。
- 外出時の移動手段が自家用車中心となっていることから、家族等の負担軽減や外出を容易にする利用しやすい移動手段の検討が必要です。

(3) 障害者の健康を支える体制の整備

- 障害者がすこやかに生活するための保健・医療の整備充実が求められています。
- 医療費の経済的負担の軽減や受診時の手続きの分かりやすさ、障害者への配慮が求められています。

○早期発見や適切な治療を行うためには、継続的な健康診断が必要です。精神障害者
 には、障害の特性上、受診そのものが難しいことから、受診可能な方法の
 確立が求められています。

(4) 障害のある子どもの成長の支援

- 障害の早期発見や適切な療育機会の提供など、就学前からの就学後までの切れ
 目のない支援の充実を図る必要があります。
- 学校教育においては、障害児のニーズに応じた教育、選択可能な教育の場、教員
 の専門性の向上などが求められています。

(5) 社会参加と自己実現への支援

- 障害者の社会参加を推進するために、参加時の障害要因を排除し、参加しやすい活動
 情報提供や移動支援、仲間づくり、参加機会の手助けなどの環境づくりを進める
 必要があります。
- 障害者の社会参加を促進するために、障害者が安心して参加できる居場所づくりを
 推進する必要があります。
- 障害者の就労機会の拡充に向けた企業の障害者理解を促進する必要があります。
- 障害者が継続して働けるよう、職場関係者の理解や障害特性に応じた職場環境
 の整備を推進する必要があります。

(6) 安全・安心なまちづくりの推進

- 障害者が地域で生活し、さまざまな場面で社会参加できるよう、道路や交通施設、
 公共施設等をはじめとしたバリアフリーのまちづくりを進める必要があります。
- 地域で安心して生活できるよう、災害時における避難誘導や避難生活、医療体制、災害
 状況等に関する情報提供など、不安解消に向けた支援体制の充実を図る必要
 があります。

(7) 障害者の人権擁護の推進

- 障害者の差別解消を推進するために、権利擁護に関する制度の周知や障害特性に
 配慮するなどの障害者理解に関する啓発・教育が必要です。
- 障害者の人権を守るための施策推進や意思決定支援のための周知・啓発が求められ
 ています。



だい しょう
第3章

けい かく き ほん て き かん が か た
計画の基本的な考え方



ねんど
2017年度「エイブル・アートとみぐすく」
しょうがい しみん げいじゅつさくひん はっぴょう ば しゅってんさくひん
(障害のある市民の芸術作品の発表の場) の出展作品

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念と将来像

本市の平成27年3月に策定された「豊見城市障害者計画及び第4期障害福祉計画」(以下「前期計画」という。)では、障害者基本法の精神に基づき、すべての国民が障害の有無によってわけ隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指すとし、その基本理念を「自分らしく安心して暮らせるまちとみぐすく」としております。

本計画においても、前期計画までの基本理念の根底にある普遍的な考えである「市民の一人一人が、障害や障害のある人に対する理解を深め、誰もが互いに人格と個性を尊重し、障害の有無にかかわらず支え合う共生社会の実現」を基本とし、より分かりやすく発展させた計画理念として、次の3つを本計画の基本理念として掲げます。

【基本理念1 人権を尊重し市民が共に暮らす福祉のまちづくり】

障害のある人も障害がない人も同じ人格と権利を有する人間であり、同じく豊見城市民として共に支え合い生きていくということを基本に福祉のまちづくりを目指します。

いろいろな個性を持った人たちが、多様な生き方をし、互いを尊重し、ふれあい・助け合い・支え合うことが当たり前に営まれているという意識と社会の醸成に努めます。

【基本理念2 障害者が安心して暮らせるまちづくり】

障害の種別にかかわらず、障害に応じた適切なサービスを利用しながら、住みなれた地域や本人が希望する地域で安心して暮らせるまちづくりを目指します。

【基本理念3 障害者が生き活きと活動するまちづくり】

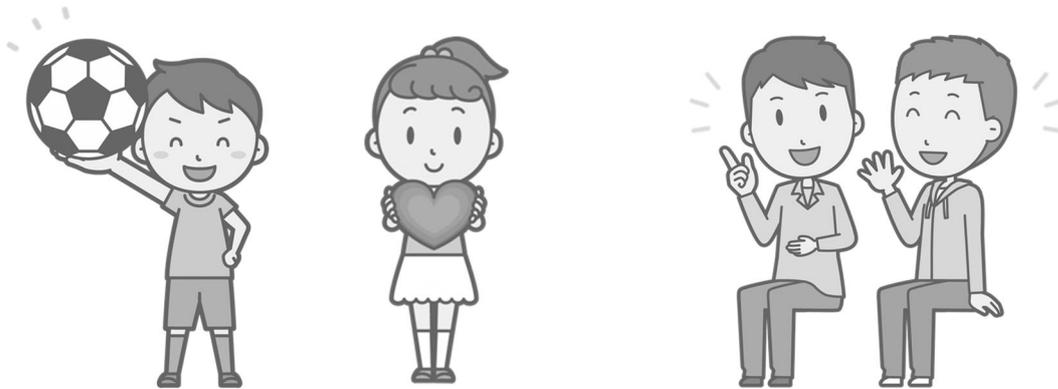
障害者が地域において自立して生活し、その生活の質の向上が図られるよう、働く機会の拡大、さまざまな交流や活動の場の提供、学習機会の拡大など、障害者の希望や能力に応じた活動の場が広がるまちづくりを推進します。

きほんりねん じつげん めざ ほんし めざ しょうらいぞう つぎ せってい
これら基本理念の実現を目指し、本市が目指す将来像を次のとおり設定します。

とみぐすくし めざ しょうがいしゃふくし しょうらいぞう
【豊見城市が目指す障害者福祉の将来像】

しあわ しゃかい めざ とも ささ あ
幸せな社会を目指し 共に支え合い

い い く とみぐすく
生き活きと暮らすまち 豊見城



2 基本目標

本市が目指す理念及び将来像を達成するために、前期計画の継承と整合を図りながら次の7つの基本目標に基づき、障害者等のニーズを踏まえた施策を展開します。

基本目標1 情報提供や相談等の身近な支援体制の充実

- 障害者とその家族が必要な情報を円滑に入手できるよう、障害特性に応じた多様な方法による情報提供と情報発信を行います。
- 障害者が障害のない人と同じように暮らしやすいまちとするために、市民や行政及び関係機関職員の障害に対する理解と意識向上を図ります。
- 障害福祉の担い手である団体・ボランティア等の育成や医療及び福祉人材等の確保に努め、障害福祉に関する情報の提供や講座開催等の支援について検討します。

基本目標2 地域で暮らす生活基盤の充実

- 障害者が地域で生活するための基盤である住まいの確保や、その住まいで生活が続けられるよう必要な支援を行います。
- 障害者が地域で自立や主体性をもって自分らしく生活できるよう、地域生活を支える障害福祉サービスや外出支援等の日常生活支援サービスの充実を図ります。

基本目標3 障害者の健康を支える体制の充実

- 障害者とその家族がすこやかに生活できるよう、必要な保健・医療サービスを身近な場所で、かつ必要な時に受けられるよう、体制の充実を図ります。

基本目標4 障害のある子どもの成長支援

- 障害のある子どものすこやかな成長に向けて、障害福祉・保育・教育等の関係者が連携して、就学前から就学期、学校卒業後の進路等に至る切れ目のない支援体制の充実を図ります。

基本目標5 社会参加と自己実現への支援

- 障害者の就労に関する理解を促進するとともに、障害者の働くことへの意欲向上やスキルアップ、就労しやすい環境づくり、就労機会の拡大、収入の増大など、障害者の就労促進に向けた環境整備を推進します。
- 障害者の社会参加への意欲を高め、さまざまな社会活動や交流への参加が可能となるよう、機会の確保等支援の充実を図ります。

基本目標6 安全・安心なまちづくりの推進

- 障害者が安全・安心かつ快適に暮らすことのできるよう、ユニバーサルデザイン(※)のまちづくりを推進するとともに、災害等の緊急時における避難や生活を支える体制の強化を図ります。

基本目標7 障害者の権利擁護の推進

- 障害者の権利を尊重し、差別や虐待を受けることなく、地域で安心して生活できるよう、「障害者差別解消法」や「沖縄県障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例」の精神を理解し、障害者権利擁護や差別解消及び虐待防止に向けた施策を推進します。

※ユニバーサルデザイン：障害の有無や年齢、性別、人種などにかかわらず、たくさんの人々が利用しやすいように製品やサービス、環境をデザインする考え方です。

以下、【障害者の権利に関する条約第2条（定義）】より抜粋

「調整又は特別な設計を必要とすることなく、最大限可能な範囲ですべての人が使用することのできる製品、環境、計画及びサービスの設計をいう。」

3 施策の体系

きほんりねん 基本理念	きほんりねん じんけん そんちよう しみん とち く ふくし 基本理念1 人権を尊重し市民が共に暮らす福祉のまちづくり
	きほんりねん しょうがいしゃ あんしん く 基本理念2 障害者が安心して暮らせるまちづくり
	きほんりねん しょうがいしゃ い い かつどう 基本理念3 障害者が生き活きと活動するまちづくり

し め ぎ しょうがいしゃ 市が目指す障害者 ふくし しょうらいぞう 福祉の将来像	しあわ しゃかい め ぎ とち ささ あ 幸せな社会を目指し 共に支え合い い い く とみぐすく 生き活きと暮らすまち 豊見城
--	---

基本目標	基本施策	取組施策
きほんもくひょう 基本目標1 情報提供や 相談等の身近な 支援体制の充実	1-1 多様な情報の提供と発信	1-1-1 多様な方法による情報の提供 1-1-2 情報入手の支援
	1-2 相談支援体制の充実	1-2-1 相談窓口の充実 1-2-2 相談支援体制の強化
	1-3 障害者理解と意識の向上	1-3-1 障害及び障害者理解の啓発促進
	1-4 障害福祉の担い手の育成や人材の確保	1-4-1 障害福祉団体等の活動支援
きほんもくひょう 基本目標2 地域で暮らす生活 基盤の充実	2-1 障害者の住まいの確保と地域生活への移行支援	2-1-1 多様な住まいの確保 2-1-2 地域生活への移行・定着支援
	2-2 障害者の日常生活支援サービスの充実	2-2-1 日常生活支援の福祉サービス
		2-2-2 障害者の外出支援の充実
	きほんもくひょう 基本目標3 障害者の健康を支える体制の充実	3-1 すこやかに生きる保健・医療体制の充実
3-1-2 地域医療体制の充実		
3-1-3 医療にかかる経済的負担の軽減		

基本目標	基本施策	取組施策
基本目標4 障害のある子どもの成長支援	4-1 子どもの成長に向けて切れ目のない支援体制の充実	4-1-1 療育体制の整備
		4-1-2 保育・教育支援体制の整備
		4-1-3 学齢期の教育等支援体制の充実
基本目標5 社会参加と自己実現への支援	5-1 障害者が就労しやすい環境づくりの推進	5-1-1 障害者雇用促進の普及・啓発活動の充実
		5-1-2 障害者の就労と定着支援の充実
	5-2 障害者の社会活動支援	5-2-1 多様な活動への支援
		5-2-2 活動意欲向上の交流支援
基本目標6 安全・安心なまちづくりの推進	6-1 ユニバーサルデザインのみちづくりの推進	6-1-1 ユニバーサルデザインのまちづくりの推進
		6-1-2 利用しやすい公共交通機関の整備
	6-2 災害等から障害者を守る体制の整備	6-2-1 災害への事前の備えの充実
		6-2-2 災害発生時の支援体制の整備
基本目標7 障害者の権利擁護の推進	7-1 権利擁護に関する取り組みの推進	7-1-1 権利擁護制度の利用促進
	7-2 障害者への差別解消と虐待防止の取り組みの推進	7-2-1 差別解消法の普及啓発と合理的配慮の提供
7-2-2 虐待防止法の普及啓発と支援体制の整備		



だい しょう
第4章

せ さ く て ん か い
施策の展開



ねんど
2017年度「エイブル・アートとみぐすく」
しょうがい しみん げいじゅつさくひん はっぴょう ば しゅってんさくひん
(障害のある市民の芸術作品の発表の場) の出展作品

第4章 施策の展開

基本目標 1 情報提供や相談等の身近な支援体制の充実

1-1 多様な情報の提供と発信

障害者とその家族が必要な情報を円滑に入手できるように、障害特性に応じた多様な方法による情報提供と情報発信を行います。

1-1-1 多様な方法による情報の提供

障害者が日ごろの暮らしや緊急時の対応に際し、必要な情報を円滑に入手できるように、行政関連の情報をはじめと、その他の多様な情報や知識を得られるよう、障害者が得やすい方法により情報の提供を行います。

事業名	事業内容	区分・目標	担当部署
情報提供体制及び提供手法の整備 【1-1-2再掲】	広報紙や市ホームページ等を活用し、障害特性に配慮した情報を提供します。	継続事業 継続拡充	障がい・長寿課
身近な情報提供体制の充実	障害特性に配慮した、本人やその家族に対し、行政サービス情報や社会参加活動情報などの身近な情報が提供できるように、情報紙等の作成や配信方法等の検討を行います。	新規事業 検討推進	障がい・長寿課
障害種別対応図書 の充実	点字図書、大活字本、CDブック等の収集・作成、閲覧、貸出の充実を図ります。	継続事業 継続拡充	中央図書館
緊急時の情報提供体制の充実	防災無線・行政無線、防災ラジオ、緊急速報メール等を通じ、災害情報を提供します。また、障害特性に配慮した新たな情報伝達手段についての検討を進めます。	継続事業 継続充実 システム構築	総務課 障がい・長寿課

※表 中の網掛けの事業は、本計画において新規に導入した事業を示します。

※表 中の区分は、事業の継続、または新規の区分をいいます。

※表 中の目標は、現状の維持、現状以上に推進・促進または充実・拡充、具体的な数値目標の場合は、現状の目標数値と平成32年度の達成目標値を記載しています。

1-1-2 情報入手の支援

意思疎通とは、考えていることを伝え合い、相互に理解を得ることです。視覚障害や聴覚障害、知的障害や精神障害、発達障害等の障害の状況により、情報の入手が制限されます。このため、情報入手の制限の解消や軽減を図られるよう、障害特性に応じたさまざまな意思疎通支援の充実を図ります。また、障害者にとって必要な情報である、障害福祉サービスや地域でのイベント、並びに選挙等の情報を入力しやすくするような支援の充実を図ります。

事業名	事業内容	区分・目標	担当部署
情報提供体制及び提供手法の整備 【1-1-1再掲】	広報紙や市ホームページ等を活用し、障害特性に配慮した情報を提供します。	継続事業 継続拡充	障がい長寿課
意思疎通支援の充実	障がい・長寿課窓口への手話通訳者の配置、意思疎通を支援する日常生活用具の給付を行います。また、障害特性に応じた意思疎通の対応方法について検討します。	継続事業 継続拡充	障がい長寿課

1-2 相談支援体制の充実

障害者の日常的な不安解消と自立支援に向けて、身近な場所で専門的な内容からピアカウンセリング（障害者同志のカウンセリング）までの幅広い相談ニーズに対応できるよう、体制の充実を図ります。

1-2-1 相談窓口の充実

相談支援事業の内容の充実を図るとともに、相談職員の専門性を高めます。また、身近な相談機会の充実、障害種別に応じた相談対応の充実を図ります。

事業名	事業内容	区分・目標	担当部署
相談支援事業の周知と啓発	障害者やその家族が身近な機会に安心して相談できるよう、相談支援事業の周知と啓発を行います。	継続事業 継続促進	障がい・長寿課
障害者権利擁護に関する相談支援事業	「障害者の権利に関する条約」及び「障害者基本法」の趣旨に従い、障害者の権利擁護に関する具体的な内容についての相談支援を行います。	継続事業 継続充実	障がい・長寿課 社会福祉協議会
障害者差別に関する相談支援事業	障害者差別解消法に基づき、障害者差別に関する相談、紛争の防止等のための体制を整備するとともに、その周知を図ります。	新規事業 体制整備	障がい・長寿課
障害者虐待に関する相談支援事業	障害者虐待防止法に基づき、虐待があったと思われる、または虐待があった障害者や障害者の養護者に対して相談等の支援を行います。	継続事業 継続充実	障がい・長寿課

事業名	事業内容	区分・目標	担当部署
就学相談支援事業	特別な配慮を必要とする児童・生徒の教育的ニーズに応じた適切な支援のために、必要に応じて学校見学や体験入学を実施しながら、就学相談の充実を図ります。	継続事業 継続充実	学校教育課

1-2-2 相談支援体制の強化

就学前や就学期、青年期、高齢期等、ライフステージによって、障害児・者の相談支援ニーズは変化します。その変化に対応するため、本市、市社会福祉協議会、相談支援事業所等が連携し、ライフステージにそった切れ目のない相談支援体制の構築を図ります。

事業名	事業内容	区分・目標	担当部署
切れ目のない支援体制の構築 【3-1-1再掲】	ライフステージに応じた保健・医療・福祉・保育・教育等の切れ目のない支援体制を関係機関と連携し、連携支援体制の強化を図ります。	継続事業 連携強化	障がい・長寿課 関係部署
障害関係機関のネットワークの形成	児童相談所、身体・知的障害者更生相談所、保健所等の関係機関のネットワークの形成とその活用を推進し、障害者が身近な地域で専門的相談を行うことができる体制を構築します。	継続事業 体制強化	障がい・長寿課
基幹相談支援センターの設置推進	障害者とその家族の相談を総合的にを行い、地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターの設置を推進します。	継続事業 設置推進	障がい・長寿課

じぎょうめい 事業名	じぎょうないよう 事業内容	くぶん ちくひよう 区分・目標	たんとろぶしよ 担当部署
じりつしえんきぎょうぎかい かつ 自立支援協議会の活 どうすいしん じぎょう 動推進事業	じりつしえんきぎょうぎかい かくしゆかいぎ てい 自立支援協議会の各種会議を定 きてき かいさい し ししゃかいふくし 期的に開催し、市、市社会福祉 きぎょうぎかい そうだんしえんじぎょうしよ 協議会、相談支援事業所、サー じぎょうしよとろ ビス事業所等とのネットワーク じゅうじつ そうだんしえんたいせい きぎょうか の充実、相談支援体制の強化、 かんけいしゃ しえんぎじゆつ こうじよう 関係者の支援技術の向上を そくしん 促進します。	けいぞくじぎょう 継続事業 けいぞくそくしん 継続促進	しょう ちようじゆか 障がい・長寿課



1-3 障害者理解と意識の向上

障害者が障害のない人と同じように暮らしやすいまちとするために、市民や行政及び関係機関職員の障害に対する理解と意識向上を図ります。

1-3-1 障害及び障害者理解の啓発促進

市民や行政の職員を対象に、庁内研修や催し物の開催、ヘルプマークの導入等といった、障害特性と障害者に対する理解の促進に向けた啓発事業を展開します。

事業名	事業内容	区分・目標	担当部署
市民の障害に関する理解の促進	障害関係機関や市民団体等と連携して、市民を対象としたあらゆる場面において、障害理解のための研修や講演、展示、パンフレットの配布等の啓発活動を展開します。また、市のホームページや広報紙等を通して、障害理解に関する情報を発信し、市民、当事者、関係者等への理解を促進します。	継続事業 継続拡充	障がい・長寿課 社会福祉協議会
行政職員への障害者理解の促進	職員研修等を通して、行政職員の障害特性の理解を推進します。	新規事業 導入推進	障がい・長寿課 人事課
ヘルプマークやヘルプカードの導入・普及啓発【2-2-2再掲】	外見からわからない障害者が周囲に配慮を求めるヘルプマークやヘルプカードについて、導入を検討します。	新規事業 導入推進	障がい・長寿課
障害を知り理解する機会の提供	障害者週間における市民に対する障害特性の理解啓発の充実や「エイブル・アートとみぐすく」の開催を通して、福祉や障害を知る機会を提供します。	継続事業 継続充実	障がい・長寿課

1-4 障害福祉の担い手の育成や人材の確保

障害福祉の担い手である団体・ボランティア等の育成や医療及び福祉人材等の確保に努め、障害福祉に関する情報の提供や講座開催等の支援について検討します。

1-4-1 障害福祉活動団体等の活動支援

障害福祉活動を支援している団体やボランティア等の人材育成の支援や、活動団体の紹介等を通じ、障害者福祉活動の大切さを市民に理解してもらうとともに、活動への参加を促進します。

事業名	事業内容	区分・目標	担当部署
障害福祉団体等の活動支援	福祉分野の団体やボランティア等に対し、障害福祉に関する社会資源や福祉情報等を提供するとともに、人材育成講座等の開催支援について検討します。	継続事業 継続充実	障がい・長寿課 社会福祉協議会
自治会等の地域活動への活動支援と啓発	自治会をはじめ地域の各種団体が集い、地域福祉活動への取り組みに対し、福祉情報等を提供するとともに、人材育成講座等の開催支援について検討します。	継続事業 継続充実	障がい・長寿課 社会福祉協議会

基本目標2 地域で暮らす生活基盤の充実

2-1 障害者の住まいの確保と地域生活への移行支援

障害者が地域で生活するための基盤である住まいの確保や、その住まいや地域での生活が続けられるよう必要な支援を行います。

2-1-1 多様な住まいの確保

障害者の住まいに対する多様なニーズに対応するために、共同生活援助（グループホーム）の利用の推進や民間住宅への入居等にかかる支援を行います。

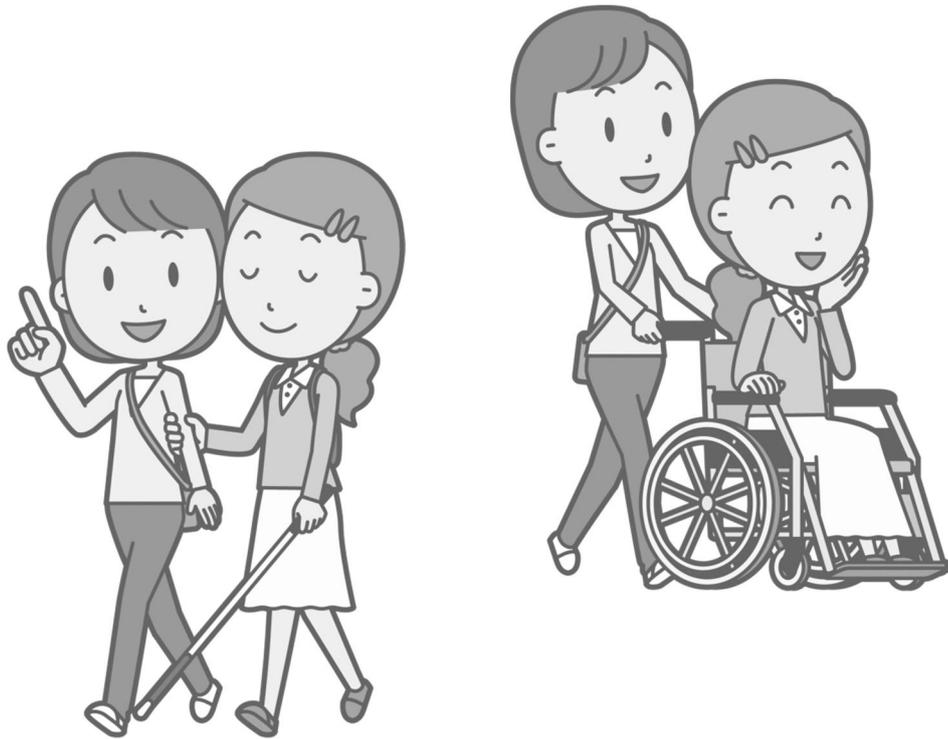
事業名	事業内容	区分・目標	担当部署
共同生活援助（グループホーム）の利用促進	障害特性に応じた共同生活援助（グループホーム）の利用を促進します。	けいぞくじぎょう 継続事業 けいぞくじゅうじつ 継続充実	しょう 障がい・長寿課
民間住宅への入居等支援	民間住宅への入居にあたり、支援が必要な障害者に対し、物件の斡旋や入居の支援を行います。	けいぞくじぎょう 継続事業 けいぞくしえん 継続支援	しょう 障がい・長寿課

2-1-2 地域生活への移行・定着支援

福祉施設入所者や入院中の精神障害者の状況を踏まえたうえで、さまざまな社会資源の活用と多様な住まいの支援などを通じて、福祉施設入所者及び入院中の精神障害者の地域生活への移行と居宅生活者に対する地域定着を推進します。

事業名	事業内容	区分・目標	担当部署
地域移行支援体制の推進	福祉施設入所者や精神科病院に入院している精神障害者等が地域生活に移行するために必要な支援を行います。	けいぞくじぎょう 継続事業 いこうすいしん 移行推進	しょう 障がい・長寿課

じぎょうめい 事業名	じぎょうないよう 事業内容	くぶん もくひょう 区分・目標	たんとうぶしょ 担当部署
ちいきていちゃくしえん 地域定着支援	しせつ びょういんとく たいしよ たいいん 施設・病院等からの退所・退院 どうきよ かそくとく しょうがい しつべい や同居の家族等が障害、疾病 とう ひとりぐ いこう 等のために一人暮らしに移行し しょうがいしゃとう たい きんきゅうじ た障害者等に対する緊急時 とう そうだん う 等の相談を受けるとともに、そ た ひつよう しえんたいせい の他の必要な支援体制について けんとう も検討します。	けいぞくじぎょう 継続事業 ていちゃくすいしん 定着推進	しょう ちょうじゅか 障がい・長寿課



2-2 障害者の日常生活支援サービスの充実

障害者が地域で自立や主体性をもって自分らしく生活できるよう、地域生活を支える障害福祉サービスや見守り支援、外出支援等の日常生活支援サービスの充実に努めます。

2-2-1 日常生活支援の福祉サービスの充実

障害者が住み慣れた地域で、安心して引き続き生活していけるよう障害者やその家族に対し、日常生活を送るうえで必要な障害福祉サービスの質と量の確保を図るとともに、地域における見守り体制や介護予防といった障害にかかわるサービスの充実に努めます。

事業名	事業内容	区分・目標	担当部署
地域生活支援拠点の整備	障害者の高齢化・重度化や、親亡き後を見据え、相談や緊急時の受け入れといった複数の機能を持つ拠点を圏域等で整備することを検討します。	新規事業 整備推進	障がい・長寿課
居宅介護	居宅において入浴・排せつ・食事等の身体介護、掃除・洗濯等の家事援助、通院の際の介助等を提供します。	継続事業 継続充実	障がい・長寿課
重度訪問介護	居宅における介護、家事並びに生活等に関する相談及び助言、その他の生活全般にわたる援助並びに外出時の移動中の介護等を総合的に行います。	継続事業 継続充実	障がい・長寿課
同行援護	視覚障害により移動に著しい困難を有する障害者の外出時に同行し、移動に必要な情報の提供、移動援護その他必要な援助を行います。	継続事業 継続充実	障がい・長寿課

事業名 <small>じぎょうめい</small>	事業内容 <small>じぎょうないよう</small>	区分・目標 <small>くぶん もくひよう</small>	担当部署 <small>たんとくぶしょ</small>
行動支援 <small>こうどうえんご</small>	知的障害または精神障害による行動上著しい困難を有する障害者であって常時介護を要する者につき、行動する際に生じる危険を回避するために必要な支援、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護その他必要な援助を行います。	継続事業 継続充実 <small>けいぞくじぎょう けいぞくじゅうじつ</small>	障がい・長寿課 <small>しょう ちようじゅか</small>
短期入所・日中一時支援 <small>たんきにゅうしょ にっちゅういちじしえん</small>	さまざまな理由により、一時的に施設や病院等に入所したり、日中過ごすことが必要な方が、必要時に利用しやすくなるよう関係機関の連携ネットワークを構築するなどして受け入れ体制の整備・充実を図ります。	継続事業 継続充実 <small>けいぞくじぎょう けいぞくじゅうじつ</small>	障がい・長寿課 <small>しょう ちようじゅか</small>
重度障害者等包括支援 <small>じゅうどしょうがいしゃとうほうかつしえん</small>	介護の程度が著しく高い、常時介護を要する障害者に居宅介護その他の福祉サービスを包括的に提供します。	継続事業 継続充実 <small>けいぞくじぎょう けいぞくじゅうじつ</small>	障がい・長寿課 <small>しょう ちようじゅか</small>
日常生活用具給付等 <small>にちじょうせいかつようぐきゅうふとう</small>	重度の身体障害のある方や知的障害のある方等に日常生活に必要な器具等を給付または貸与している日常生活用具給付等事業の推進と、給付品目の検討やより使いやすい制度の構築を図ります。	継続事業 継続充実 <small>けいぞくじぎょう けいぞくじゅうじつ</small>	障がい・長寿課 <small>しょう ちようじゅか</small>

2-2-2 障害者の外出支援の充実

障害者の外出に伴う移動・移送にかかる家族の負担を軽減するとともに、障害者が気軽に外出できるよう、多様な移動・移送手段に対する支援を推進します。

事業名	事業内容	区分・目標	担当部署
ヘルプマークやヘルプカードの導入・普及啓発 【1-3-1再掲】	外見からわからない障害者が周囲に配慮を求めるヘルプマークやヘルプカードについて、導入を検討します。	新規事業 導入推進	障がい・長寿課
移動支援への対応	通学等の移動支援については、個別に調整を図ります。	継続事業 継続充実	障がい・長寿課

※ヘルプマーク：ヘルプマークは、援助や配慮を必要としていることが外見からは分からない方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう作成されたマークです。

東京都が平成24年にかばん等につけられるストラップタイプの「ヘルプマーク」を作成し配布する取り組みを契機に、各地へ広まりつつあります。

※ヘルプカード：緊急連絡先や必要な支援内容などが記載された「ヘルプカード」は、障害のある方などが災害時や日常生活の中で困ったときに、周囲に自己の障害への理解や支援を求めるためのものです。

基本目標3 障害者の健康を支える体制の充実

3-1 すこやかに生きる保健・医療体制の充実

障害者とその家族がすこやかに生活できるよう、必要な保健・医療サービスを身近な場所で、かつ必要な時に受けられるよう、体制の充実に努めます。

3-1-1 障害の早期発見・支援体制の充実

障害を早期に発見し、必要かつ適切な支援や療育、医療サービス等を切れ目なく提供するために、早期発見に向けた健診・相談・療育等の事業を推進します。また、ライフステージに応じた保健・医療・福祉・保育・教育等の切れ目のない支援体制が図れるよう、関係機関の連携による支援体制の構築を図ります。

事業名	事業内容	区分・目標	担当部署
早期発見の健診・発達相談	早期発見のため、乳幼児健診や特定健診、がん検診等、または就学前健診や学校健診等を実施し、早期支援につなげます。	継続事業 継続充実	健康推進課 学校教育課
養育支援訪問事業	養育支援が特に必要と判断される家庭に保育士、ヘルパー等が訪問し、養育に関する助言や育児・家事支援を行い、適切な養育環境の確保を図ります。	継続事業 継続充実	子育て支援課
口腔健康についての情報発信	定期的な歯科検診の受診勧奨を実施し、その重要性等、口腔の健康と全身の健康についての情報発信を行います。	継続事業 継続充実	健康推進課

事業名	事業内容	区分・目標	担当部署
心の健康づくり	このころの健康を保つため、適度な運動、バランスのとれた栄養、食生活、休養、睡眠、ストレスの適切な対応、生活習慣の改善等についての知識の普及啓発に取り組みます。	継続事業 継続充実	健康推進課
切れ目のない支援体制の構築【1-2-2再掲】	ライフステージに応じた保健・医療・福祉・保育・教育等の切れ目のない支援体制を関係機関と連携し、連携支援体制の強化を図ります。	継続事業 連携強化	障がい・長寿課 関係部署

3-1-2 地域医療体制の充実

障害があっても住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、医療サービスの充実を図るとともに、受診しやすい医療機関等の環境づくりを推進します。

事業名	事業内容	区分・目標	担当部署
医療受診に対する支援の充実	障害者の健康の保持・増進を図るため、保健事業と連携した福祉サービスの提供体制を充実し、相談窓口の紹介や医療受診に対する支援の充実を図ります。	継続事業 継続充実	障がい・長寿課 健康推進課
身近な「かかりつけ医」の普及促進	日常的な医療や健康管理等の相談を受けてくれる「かかりつけ医」について広報等での啓発を図ります。	新規事業 導入促進	障がい・長寿課

じぎょうめい 事業名	じぎょうないよう 事業内容	くぶん もくひょう 区分・目標	たんとくぶしょ 担当部署
つういんじ 通院時のコミュニケ ーション支援事業 しえんじぎょう	いし かんごしどう いし 医師や看護師等との意思が じゅうぶん はか しょうがいしゃ 十分に図れない障害者を たいしょう しゅわつうやくしゃどう はけん 対象に、手話通訳者等を派遣 いしそつう しえん おこな し、意思疎通の支援を行います。	けいぞくじぎょう 継続事業 けいぞくじゅうじつ 継続充実	しょう ちょうじゅか 障がい・長寿課

3-1-3 いりょう けいざいてきふたん けいげん 医療にかかる経済的負担の軽減

かくしゅせい ど もと しょうがいしゃ たい いりょうひ じよせい
各種制度に基づき、障害者に対する医療費を助成します。

じぎょうめい 事業名	じぎょうないよう 事業内容	くぶん もくひょう 区分・目標	たんとくぶしょ 担当部署
じゅうどしんしんしょうがいしゃ 重度心身障害者 いりょうひ じよせい 医療費の助成	じゅうどしんしんしょうがいしゃいりょうひ じよせい 重度心身障害者医療費助成 せいど もと じゅうど しんたい 制度に基づき、重度の身体・ ちてき せいしんしょうがいしゃ たい 知的・精神障害者に対する ほけんないしんりょう じ こふたんぶん 保険内診療の自己負担分の じよせい おこな 助成を行います。	けいぞくじぎょう 継続事業 けいぞくすいしん 継続推進	しょう ちょうじゅか 障がい・長寿課

基本目標4 障害のある子どもの成長支援

4-1 子どもの成長に向けて切れ目のない支援体制の充実

障害のある子どものすこやかな成長に向けて、障害福祉・保育・教育等の関係者が連携して、就学前から就学期、学校卒業後の進路等に至る切れ目のない支援体制の充実に図ります。

4-1-1 療育体制の整備

障害児とその家族が、乳幼児期から学校卒業まで一貫して効果的な支援を受けられ、安定した生活を送れる療育相談の機能強化や療育支援体制の整備構築を図ります。

事業名	事業内容	区分・目標	担当部署
障害児相談支援体制の構築	障害児とその家族に対する相談支援体制の構築を図ります。	継続事業 継続充実	障がい・長寿課
一貫した児童発達支援体制の構築	発達段階に応じた療育方法等に関する情報提供等の支援を図ります。	継続事業 継続充実	障がい・長寿課
在宅で生活する障害児の生活支援の充実	在宅で生活する重症心身障害児等について、短期入所や居宅介護、児童発達支援等の在宅支援の充実に図ります。	継続事業 継続充実	障がい・長寿課
難病や特定疾患等の特性に対する配慮	難病患者や小児慢性特定疾患児等に対する障害福祉サービス等の提供にあたっては、難病や特定疾患等の特性（病状の変化や進行、福祉二一ス等）に配慮した円滑な事務が実施できるよう配慮します。	継続事業 継続充実	障がい・長寿課

4-1-2 保育・教育支援体制の整備

学齢前の特別な配慮を必要とする児童が、保育所・幼稚園等、または特別支援学校との連携によるきめ細かな保育・教育を受けられるよう支援体制の整備を図ります。

事業名	事業内容	区分・目標	担当部署
保育所等における受け入れの促進	障害児の保育所等での受け入れを促進します。また、集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。	継続事業 継続充実	保育幼稚園課
幼稚園における支援の充実	幼稚園における特別支援教育体制の整備を推進します。	継続事業 継続充実	保育幼稚園課

4-1-3 学齢期の教育等支援体制の充実

学齢期の障害児を対象に、通常の学級、通級による指導や特別支援学級、特別支援学校の連携による「多様な学びの場」の充実を図ります。

また、放課後や長期休暇中などに伸び伸びと自分のペースで集団生活や、成人期に向けた生活能力向上に必要な訓練・教育支援を受けられる体制を構築します。

事業名	事業内容	区分・目標	担当部署
放課後等デイサービス等の支援充実	放課後等デイサービスなど、放課後や夏休みなどの長期休暇に伸び伸びと過ごしながら療育訓練などの適切な支援を提供します。	継続事業 継続充実	障がい・長寿課

事業名	事業内容	区分・目標	担当部署
<p>インクルーシブ教育の推進</p>	<p>障害の有無によって分け隔たれることなく、市民が相互に人格と個性を尊重し合う共生社会の実現に向け、本人・保護者が市教育委員会、学校等関係機関との話し合いの中で、教育的ニーズや就学先決定に係る必要な支援について合理的配慮の提供や合意形成を行うことを原則とする教育（インクルーシブ教育）を推進します。（※）</p>	<p>継続事業 継続充実</p>	<p>学校教育課</p>

※インクルーシブ教育システム：人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組み（障害者権利条約第24条）。

基本目標5 社会参加と自己実現への支援

5-1 障害者が就労しやすい環境づくりの推進

障害者の就労に関する理解を促進するとともに、障害者の働くことへの意欲向上やスキルアップ、就労しやすい環境づくり、就労機会の拡大、収入の増大など、障害者の就労促進に向けた環境整備を推進します。

5-1-1 障害者雇用促進の普及・啓発活動の充実

障害者が職場において能力を十分に発揮するためには、就労先における理解と配慮が不可欠であるため、「障害者雇用促進法」等をはじめとする障害者雇用にかかる制度や支援機関の周知・啓発を進めます。

事業名	事業内容	区分・目標	担当部署
公共機関における障害者雇用率の維持	地方公共団体は、民間企業に率先垂範して障害者雇用を進める立場であることを踏まえ、法定雇用率の達成を維持します。	継続事業 継続維持	人事課
ハローワーク専門援助の活用の周知	ハローワーク専門援助部門の積極的な活用についての周知を促進します。	継続事業 周知促進	障がい・長寿課 商工観光課

5-1-2 障害者の就労と定着支援の充実

ハローワーク専門援助部門等を中心に、障害者の就労支援の促進と定着支援に取り組めます。

また、多様化する就労支援ニーズに対応するため、就労支援者のスキル向上を図り、より効果的な就労支援の提供を目指します。

事業名	事業内容	区分・目標	担当部署
就労移行支援事業所等における一般就労の促進	企業での実習や求職活動の支援（施設外支援）等に努め、実習先の開拓を推進します。	継続事業 継続充実	障がい・長寿課
多様な就労訓練の提供	障害特性に応じた多様な機能訓練・応用訓練（リハビリテーション）や就労訓練などの支援に必要な情報等を提供します。	継続事業 継続充実	障がい・長寿課
職場復帰と雇用の安定	採用後に障害を有することになった障害者に対し、円滑な職場復帰や雇用の安定につながる相談支援に努めます。	継続事業 継続充実	障がい・長寿課
障害者就労施設等に係る優先調達等の推進	「障害者優先調達推進法」（平成24年法律第50号）に基づき、障害者就労施設等の提供する物品・サービスの優先購入（調達）を推進します。また、受注機会の増大が図れるよう物品のピーアール等の各種支援に努めます。	継続事業 継続充実	障がい・長寿課

5-2 障害者の社会活動支援

障害者の社会参加への意欲を高め、さまざまな社会活動や交流への参加が可能となるよう、機会の確保等支援の充実を図ります。

5-2-1 多様な活動への支援

スポーツ、レクリエーション、文化芸術活動、創作活動など、さまざまな地域行事への参加を通じて障害者と市民との交流機会を増やし、障害者が積極的に社会に参加できる地域づくりを進めます。

事業名	事業内容	区分・目標	担当部署
地域における障害者交流の促進	福祉施設、教育機関等、地域住民等の日常的交流の場を設け、障害者の地域行事への参加を促進します。	継続事業 継続拡充	障がい・長寿課
文化芸術活動や創作活動の推進	障害者が気軽に文化芸術活動や創作活動を行えるよう、さまざまな活動場所の充実を図ります。	継続事業 継続拡充	障がい・長寿課
スポーツ、レクリエーション活動の推進	障害者スポーツを推進するとともに、スポーツやレクリエーション活動を身近に親しむことができるよう参加機会の創出に努めます。	継続事業 整備促進	障がい・長寿課

5-2-2 活動意欲向上の交流支援

障害者の自発的な取り組みや活動意欲の向上を図るため、障害者団体等によるイベント開催や団体活動の支援を行います。

事業名	事業内容	区分・目標	担当部署
障害者団体等による発表の場の創出	障害者団体における日ごろの文化的活動の成果発表イベントが開催できるよう支援します。	継続事業 継続維持	障がい・長寿課

基本目標6 安全・安心なまちづくりの推進

6-1 ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

障害者が安全・安心かつ快適に暮らすことのできるよう、ユニバーサルデザインのまちづくりを推進するとともに、災害等の緊急時における避難や生活を支える体制の強化を図ります。

6-1-1 ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

市内の各種公共施設をはじめとする建物や設備、道路等のバリアフリー化を進め、誰もが快適に暮らせるユニバーサルデザインのまちづくりを進めます。

事業名	事業内容	区分・目標	担当部署
住宅のバリアフリー化に対する支援	日常生活用具の給付等に関するし、障害者の移動等を円滑にするための小規模な住宅改修に対する支援を行います。	継続事業 継続充実	障がい・長寿課 都市計画課
公共施設等のバリアフリー化の推進	「バリアフリー新法」及び「ユニバーサルデザインの考え方」を導入した公共建築整備のガイドラインに基づき、公共施設等におけるバリアフリー化を促進します。	継続事業 継続推進	障がい・長寿課 庁舎建設課 都市計画課
公共サービスにおける心のバリアフリー化の推進	窓口等における事務・事業の実施に当たっては、職員等の障害者に関する理解を促し、障害者への配慮の徹底を図ります。	継続事業 継続充実	障がい・長寿課 人事課

6-1-2 利用しやすい公共交通機関の整備

公共交通機関のバリアフリー化を促進します。

事業名	事業内容	区分・目標	担当部署
障害者に配慮した移動手段の検討	従来の公共交通機関を利用できない障害者に対し、個々の障害特性や経済的負担に配慮した移動手段の整備について検討します。	継続事業 継続充実 整備検討	障がい・長寿課 都市計画課 協働のまち 推進課

6-2 災害等から障害者を守る体制の整備

災害発生時における障害特性に応じた情報提供や避難所における避難行動要支援者への必要かつ適切な配慮が行えるよう、障害者を守る体制及び環境の整備を図ります。

6-2-1 災害への事前の備えの充実

災害発生時に自力避難が困難な障害者について、迅速に避難できるための支援体制を整えておくことや安否確認等が行えるよう、避難行動要支援者名簿の作成及び避難支援プラン（個別支援計画）の作成、備蓄物資の整備等を行い災害に備えます。

事業名	事業内容	区分・目標	担当部署
避難支援プラン（個別支援計画）の作成	自力避難の困難な障害者等の避難行動要支援者名簿の作成、そして、避難行動要支援者一人ひとりについての避難支援プラン（個別支援計画）を障害者や福祉関連機関、または防災関係部局と福祉関係部局の連携により作成します。	継続事業 名簿作成、個別計画の作成	総務課 障がい・長寿課

じぎょうめい 事業名	じぎょうないよう 事業内容	くぶん もくひょう 区分・目標	たんとくぶしょ 担当部署
ふくしひなんじよ かくほおよ 福祉避難所の確保及 びちくぶつし かくほ び備蓄物資の確保	さいがいじ ぶくしひなんじよ 災害時における福祉避難所の かくほ じぜん かんけいきかん 確保のため、事前に関係機関と の協定の締結や資機材の整備、 じぎょうしゃとう きょうぎ すず 事業者等との協議を進めます。	しんき 新規 きょうぎすいしん 協議推進	そうむか 総務課 しょう ちょうじゅか 障がい・長寿課

6-2-2 さいがいはっせいじ しえんたいせい せいび 災害発生時の支援体制の整備

さいがいはっせいじ じちかいおよ じしゅほうさいそしきとう こうじよ きょうじよ か
災害発生時には、自治会及び自主防災組織等をはじめとする公助・共助が欠かせないこ
とから、へいじょうじ かんけいきかんおよ だんたいとう れんけい つと じちかいおよ じしゅほうさいそしきとう
平常時から関係機関及び団体等の連携に努め、自治会及び自主防災組織等によ
るじしゅてき しゅたいてき ひなんこうどうようしえんしゃたいさく しえん
自主的・主体的な避難行動要支援者対策について支援します。

じぎょうめい 事業名	じぎょうないよう 事業内容	くぶん もくひょう 区分・目標	たんとくぶしょ 担当部署
ひなんじよとう しえん 避難所等における支援 たいせいせいび けんとう 体制整備の検討	ひなんじよ しょうがいしゃ しょうがい 避難所において障害者が障害 とくせい おう しえん え 特性に応じた支援を得られるよ う、ひつよう たいせい せいび けんとう 必要体制の整備を検討し ます。	けいぞくじぎょう 継続事業 せいびすいしん 整備推進	そうむか 総務課 しょう ちょうじゅか 障がい・長寿課
さいがいはっせいご しえんたい 災害発生後の支援体 せいせいび けんとう 制整備の検討	さいがいはっせいご けいぞく ぶくし 災害発生後も継続して福祉・ いりよう 医療サービスが受けられるよ う、しゃかいぶくししせつ いりよう きかんとう 社会福祉施設や医療機関等 との広域的ネットワークの構築 けんとう を検討します。	けいぞくじぎょう 継続事業 せいびすいしん 整備推進	そうむか 総務課 しょう ちょうじゅか 障がい・長寿課
じしゅほうさいそしき たい 自主防災組織に対す しえん る支援	じちかいおよ じしゅほうさいそしきとう 自治会及び自主防災組織等が おこな じしゅてき しゅたいてき ひなんこうどう 行う自主的・主体的な避難行動 ようしえんしゃたいさく しえん 要支援者対策について支援しま す。	しんきじぎょう 新規事業 どうにゆうそくしん 導入促進	そうむか 総務課 しょう ちょうじゅか 障がい・長寿課

基本目標 7 障害者の権利擁護の推進

7-1 権利擁護に関する取り組みの推進

障害者の意思決定支援への取り組みを行うとともに、障害者の権利擁護のために成年後見制度等の利用促進を図ります。

7-1-1 権利擁護制度の利用促進

障害者の権利擁護のため、成年後見制度等の利用促進を図ります。また、日常的金銭管理能力が不十分な障害者に対して、日常生活自立支援制度等の利用促進を図ります。

事業名	事業内容	区分・目標	担当部署
成年後見制度の利用促進	成年後見制度の普及啓発を行うとともに、利用が困難な者に対して制度利用の支援を行います。	継続事業 継続充実	障がい・長寿課 社会福祉協議会
日常生活自立支援制度（社会福祉協議会）の利用促進	日常的金銭管理能力が不十分な障害者に対して、日常生活自立支援制度等の情報提供を行い、同制度の利用促進を図ります。	継続事業 継続充実	障がい・長寿課 社会福祉協議会
利用者預り金の管理の徹底	障害福祉施設等における日常生活費等の金銭管理の援助について、施設ごとに定められる利用者預り金等運営規定に基づいた適正な管理を求めます。	継続事業 継続充実	障がい・長寿課

7-2 障害者への差別解消と虐待防止の取り組みの推進

全ての市民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けて、「障害者差別解消法」や「障害者虐待防止法」等の趣旨を基本としながら、障害を理由とする差別の解消の推進や虐待の防止、早期発見、当事者等の支援に取り組みます。

7-2-1 差別解消法の普及啓発と合理的配慮の提供

「障害者差別解消法」(平成28年4月施行)の趣旨を幅広く普及啓発するとともに、障害を理由とする差別の解消の推進を図ります。

事業名	事業内容	区分・目標	担当部署
「障害者差別解消法」と合理的配慮の提供に関する普及啓発	障害者差別解消に向けて、市民の関心と理解を得られるよう啓発を行います。また、市職員に対しては、適切な対応を行うていくための指針として合理的配慮に関する事例等の周知を図ります。	新規事業 導入促進	障がい・長寿課 人事課

7-2-2 虐待防止法の普及啓発と支援体制の整備

「障害者虐待防止法」(平成24年10月施行)の内容について普及啓発を行うとともに、障害者虐待の防止、及び障害者や養護者に対する適切な支援を行います。

事業名	事業内容	区分・目標	担当部署
「障害者虐待防止法」の普及啓発	障害者虐待の防止に向けて、積極的に広報・啓発活動を行います。 また、障害者福祉施設における障害者虐待の防止、障害者の支援、施設に対する適切な権限の行使等を行います。	継続事業 継続充実	障がい・長寿課



だ い し ょ う
第5章

し ょ う が い ふ く し け い か く か か す う ち も く ひ ょ う お よ み こ り ょ う せ っ て い
障害福祉計画に係る数値目標及び見込み量の設定



ねんど
2017年度「エイブル・アートとみぐすく」
し ょ う が い し み ん げ い じ ゅ つ さ く ひ ん は っ ぴ ょ う ば し ゅ っ て ん さ く ひ ん
(障害のある市民の芸術作品の発表の場) の出展作品

第5章 障害福祉計画に係る数値目標及び見込み量の設定

1 平成32年度までの成果目標

障害者の日常生活及び社会生活の総合的な支援の一環として、入所施設から地域生活への移行や地域生活支援拠点の整備、一般就労といった主要な課題に対応するため、国の第5期障害福祉計画の基本指針（以下、基本指針という。）を踏まえるとともに、豊見城市における過去の実績等を考慮した上で、成果目標を設定します。

なお、本章では、障害者総合支援法（第88条）に基づく「障害福祉計画」の数値目標を記載します。

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

基本指針では、福祉施設入所者のうち、平成32年度末までに、共同生活援助（グループホーム）や一般の住宅等に移行する入所者の数値目標を、次のように設定することが求められています。

<p>【平成32年度末における数値目標】（基本指針より）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○平成28年度末時点の施設入所者数の9%以上が地域生活へ移行する。 ○平成28年度末時点の施設入所者数から2%以上削減する。
--

【豊見城市の平成32年度の目標値】

豊見城市では、基本指針における国の考え方を踏まえ、これまでの実績や現状の動向を考慮した上で、平成32年度末における目標値を以下のように設定します。

項目	数値	考え方
現入所者数 (A)	57人	平成28年度末 (H29.3.31現在) の入所者数
平成32年度末の入所者数 (B)	56人	平成32年度末の見込み
削減見込目標値 (C)	1人	(C)=(A)-(B) 2%削減
新規入所者数 (D)	6人	平成30～32年度末までの新規入所者の見込み
退所者数 (E)	7人	平成30～32年度末までの退所者の見込み
地域移行目標数 (F)	5人	(E)のうち、地域移行目標者 9%移行

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

基本指針では、精神障害者が地域の一人として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療・障害福祉・介護・住まい・社会参加（就労）・地域の助け合い・教育が包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築を目指すことが求められています。

【平成32年度末における成果目標】（基本指針より）

- 平成32年度末までにすべての市町村ごと、又は複数市町村での共同設置による協議会やその専門部会など保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置すること。

豊見城市では、基本指針を踏まえ、精神障害者の地域移行を進めるため、当事者及び保健・医療・福祉に携わる者を含むさまざまな関係者が情報共有や連携を行う体制を構築できるよう、平成32年度末までに市に保健・医療・福祉関係者による協議の場を本市、または複数市町村の共同により設置し、あらゆる人が共生できる包摂的（インクルーシブ）な社会を構築していきます。

また、設置方法は、本市、または複数市町村の共同による協議の場を新たに設置することを検討していきます。

(3) 地域生活支援拠点等の整備

基本指針では、障害者や障害児に対する地域での生活支援を推進するために、多機能拠点（地域生活支援拠点）の整備を進めることが求められています。

【平成32年度末における成果目標】（基本指針より）

- 障害者の地域生活を支援する機能の集約等を行う拠点等について、平成32年度末に各市町村又は各圏域に少なくとも1つの拠点等を整備する。

豊見城市では、地域における障害者への支援体制に関するニーズ及び課題について情報を共有するため、関係機関の連携の緊密化を図ります。

また、どの機関にどのような機能を置くかなどの支援体制の整備のあり方について、本市の現状に応じて、基幹相談支援センターの役割等も含め自立支援協議会等の場で関係機関等の意見を伺いながら検討を行います。

これらを踏まえながら、豊見城市における地域生活支援拠点は、本市を含む南部圏域での

せいび すいしん
整備を推進します。

(4) 福祉施設から一般就労への移行

基本指針では、福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業所等を利用して、平成32年度までに一般就労に移行する利用者や就労後の定着支援による職場定着率の数値目標を、次のように設定することが求められています。

<p>【平成32年度末における数値目標】(基本指針より)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○福祉施設から一般就労への移行実績を平成28年度実績の1.5倍以上とする。 ○就労移行支援事業の利用者数を平成28年度末実績から2割以上増加する。 ○就労移行支援事業利用者のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とする。 ○各年度における就労定着支援による支援開始から1年後の職場定着率を80%以上とすることを基本とする。

【豊見城市の平成32年度の目標値】

豊見城市では、基本指針を踏まえ、これまでの実績や現状の動向を考慮した上で、平成32年度末における一般就労移行者数等の数値目標と、就労定着支援による支援開始から1年後の職場定着人数及び職場定着率の目標値を以下のように設定します。

① 福祉施設から一般就労への移行者数

項目	数値	考え方
平成28年度の年間一般就労移行者数	3人	平成28年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
目標年度(平成32年度)における年間一般就労移行者数	5人	平成32年度中に福祉施設を退所し、一般就労する者の数 1.67倍 (国指針：平成28年度実績の1.5倍以上)

② 平成32年度末における就労移行支援事業の利用者数

項目	数値	考え方
平成28年度末の就労移行支援事業所の利用者数	20人	平成28年度末の就労移行支援事業所の利用者数
目標年度（平成32年度末）における障害者就労移行支援事業所の利用者数	24人	平成32年度末の障害者就労移行支援事業所の利用者数 1.20倍（国指針：平成28年度末の2割（20%）以上の増加）

③ 平成32年度末における各市町村管内の就労移行支援事業所の就労移行率

項目	数値	考え方
平成27年度末の就労移行支援事業所の管内事業所数	3カ所	平成27年度末の就労移行支援事業所の管内事業所数（県提供資料から転記）
平成27年度末の管内就労移行支援事業所の就労移行率が3割以上の事業所数	1カ所	平成27年度末の就労移行支援事業所の管内事業所数 33.33%（県提供資料から転記）
平成32年度末の管内就労移行支援事業所数（見込み）	4カ所	平成32年度末の就労移行支援事業所の管内事業所数
平成32年度末の管内就労移行支援事業所の就労移行率が3割以上の事業所数	2カ所	国指針：平成32年度末の管内障害者就労移行支援事業所の就労移行率が3割以上の事業者が全体の5割以上 50.00%

④ 就労定着支援による支援開始から1年後の職場定着率

項目	数値	考え方
平成32年度支援開始時点における就労定着支援利用見込み者数	5人	平成32年度の就労定着支援事業による支援開始時点における利用者の見込み人数
平成32年度末の職場定着人数	4人	平成32年度末の就労定着支援事業の開始から1年後（年度末）における職場定着人数（国指針：就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率を8割以上 80.00%）

2 障害福祉サービスの見込み量

(1) 訪問系サービス

サービス 種別	活動指標	第4期			第5期			見込み量の 考え方
		H27 年度 実績	H28 年度 実績	H29 年度 見込	H30 年度 見込	H31 年度 見込	H32 年度 見込	
居宅介護 (乗降介助 除く)	利用者数 (月・人)	69	80	86	93	101	109	H26年度～H28 年度実績の平均伸 び率の8%増
	利用量 (月・時間)	1,149	1,284	1,400	1,526	1,663	1,812	H28年度の9%増
重度 訪問介護	利用者数 (月・人)	1	0	1	1	1	1	過去3年の平均値
	利用量 (月・時間)	61	0	38	38	38	38	
行動援護	利用者数 (月・人)	11	11	12	12	13	13	H28年度実績に 平均伸び率5%増
	利用量 (月・時間)	149	162	167	172	177	182	H28年度実績に 平均伸び率3%増
同行援護	利用者数 (月・人)	12	15	17	19	22	24	H28年度実績に 平均伸び率13% 増
	利用量 (月・時間)	301	415	498	598	717	861	H28年度実績に 平均伸び率20% 増
重度 障害者 等包括 支援	利用者数 (月・人)	0	0	0	0	0	0	利用者なし
	利用量 (月・時間)	0	0	0	0	0	0	

につちゅうかつどうけい
(2) 日中活動系サービス

サービス 種別	活動指標	第4期			第5期			見込み量の 考え方
		H27 年度 実績	H28 年度 実績	H29 年度 見込	H30 年度 見込	H31 年度 見込	H32 年度 見込	
生活介護	利用者数 実人数(月)	117	119	123	126	130	134	H28年度実績に 平均伸び率3%増
	利用量 延人数 (月)	2,487	2,532	2,633	2,739	2,848	2,962	H28年度実績に 平均伸び率4%増
自立訓練 (機能訓練)	利用者数 実人数(月)	7	7	10	13	18	25	H28年度実績に 平均伸び率38%増
	利用量 延人数 (月)	97	86	116	157	212	286	H28年度実績に 平均伸び率35%増
自立訓練 (生活訓練)	利用者数 実人数(月)	16	15	15	15	15	15	過去3年の平均値
	利用量 延人数 (月)	340	305	299	299	299	299	
就労 移行支援	利用者数 実人数(月)	19	20	21	22	23	24	国指針に沿った 目標値
	利用量 延人数 (月)	300	356	336	352	368	384	
就労 継続支援 (A型)	利用者数 実人数(月)	39	49	58	69	83	98	H28年度実績に 平均伸び率19%増
	利用量 延人数 (月)	751	897	1,049	1,228	1,437	1,681	H28年度実績に 平均伸び率17%増

第5章 障害福祉計画に係る数値目標及び見込み量の設定

サービス 種別	活動指標	第4期			第5期			見込み量の 考え方
		H27 年度 実績	H28 年度 実績	H29 年度 見込	H30 年度 見込	H31 年度 見込	H32 年度 見込	
就労 継続支援 (B型)	利用者数 実人数(月)	159	157	160	163	167	170	H28年度実績に 平均伸び率2%増
	利用量 延人数(月)	2,858	2,893	2,922	2,951	2,981	3,010	H28年度実績に 平均伸び率1%増
就労定 着支援	利用者数 実人数(月)	-	-	-	3	4	5	H28年度実績の 1.5倍以上
短期 入所 (福祉型)	利用者数 実人数(月)	35	33	36	38	42	45	H28年度実績に 平均伸び率8%増
	利用量 延人数(月)	177	174	181	188	196	204	H28年度実績に 平均伸び率4%増
短期 入所 (医療型)	利用者数 実人数(月)	1	2	3	5	7	10	H28年度実績に 平均伸び率50%増
	利用量 延人数(月)	5	8	8	9	9	10	H28年度実績に 平均伸び率5%増
療養 介護	利用者数 実人数(月)	16	15	16	16	16	16	平均利用者数

きょじゅうけい
(3) 居住系サービス

サービス 種別	活動指標	第4期			第5期			見込み量の 考え方
		H27 年度 実績 (実績)	H28 年度 実績 (実績)	H29 年度 見込み (見込)	H30 年度 見込み (見込)	H31 年度 見込み (見込)	H32 年度 見込み (見込)	
自立生活 援助	利用者数 実人数(月)	-	-	-	2	2	2	国指針に沿った 福祉施設受入者数
共同 生活援助 (GH)	利用者数 実人数(月)	40	39	39	39	39	39	過去3年の平均値
施設 入所 支援	利用者数 実人数(月)	57	57	57	57	57	56	国指針に沿った 目標値

そうだんしえん
(4) 相談支援サービス

サービス 種別	活動指標	第4期			第5期			見込み量の 考え方
		H27 年度 実績 (実績)	H28 年度 実績 (実績)	H29 年度 見込み (見込)	H30 年度 見込み (見込)	H31 年度 見込み (見込)	H32 年度 見込み (見込)	
計画相談 支援	利用者数 実人数(月)	82	66	94	133	189	268	H28年度実績に 平均伸び率42% 増
地域移行 支援	利用者数 実人数(月)	0	1	0	0	0	0	平均利用者数
地域 定着 支援	利用者数 実人数(月)	0	0	0	0	0	0	平均利用者数

サービス種別	活動指標	第4期			第5期			見込み量の 考え方
		H27 ねんど 年度 じっせき (実績)	H28 ねんど 年度 じっせき (実績)	H29 ねんど 年度 みこみ (見込)	H30 ねんど 年度 みこみ (見込)	H31 ねんど 年度 みこみ (見込)	H32 ねんど 年度 みこみ (見込)	
成年後見制度法人 後見支援事業	力所数 (力所)	0	0	0	0	0	0	現在、社協が 法人後見支援 事業に取り組 んでいるが、他 にも需要があ るか検討する
意思疎通支援事業	手話通訳者・ 要約筆記者 派遣事業	84	76	79	79	79	79	過去3年の 平均値
	手話通訳者 設置事業	1	1	2	2	2	2	H27年度(12 月)より1人 設置。H29年度 より2人分の 予算を計上
日常生活用具給付等事業	介護・訓練 支援用具	1	7	5	5	5	5	過去3年の 平均値
	自立生活支援 用具	13	14	16	16	16	16	過去3年の 平均値
	在宅療養等 支援用具	6	13	12	12	12	12	過去3年の 平均値
	情報・意思 疎通支援用具	21	17	20	20	20	20	過去3年の 平均値
	排泄管理支援 用具	775	824	864	906	950	996	過去3年の 平均値
	居宅生活動作 補助用具 (住宅改修費)	2	1	2	2	2	2	過去3年の 平均値

第5章 障害福祉計画に係る数値目標及び見込み量の設定

サービス種別	活動指標	第4期			第5期			見込み量の 考え方
		H27 年度 実績	H28 年度 実績	H29 年度 見込	H30 年度 見込	H31 年度 見込	H32 年度 見込	
手話奉仕員養成 研修事業	受講者数 実人数(年)	6	4	4	4	4	4	過去3年の 平均値
移動支援事業	利用者数 延人数(年)	311	346	464	622	833	1,116	H28年度実 績に平均伸 び率34%増
	利用時間数 延時間(年)	3,101	3,159	4,012	5,095	6,471	8,218	H28年度実 績に平均伸 び率27%増
地域活動支援 センター (自)は自市セン ターを利用 (他)は他市町村 センターを利用	力所数 (自) (力所)	1	1	1	1	1	1	H28年度実 績に平均伸び 率60%増、H 29年度以降 は定員数達 成のため現 状維持
	利用者数 (自) 延人数(年)	354	546	874	874	874	874	
	力所数 (他) (力所)	0	0	0	0	0	0	他市町村セン ターの利用者 なし
	利用者数 (他) 延人数(年)	0	0	0	0	0	0	

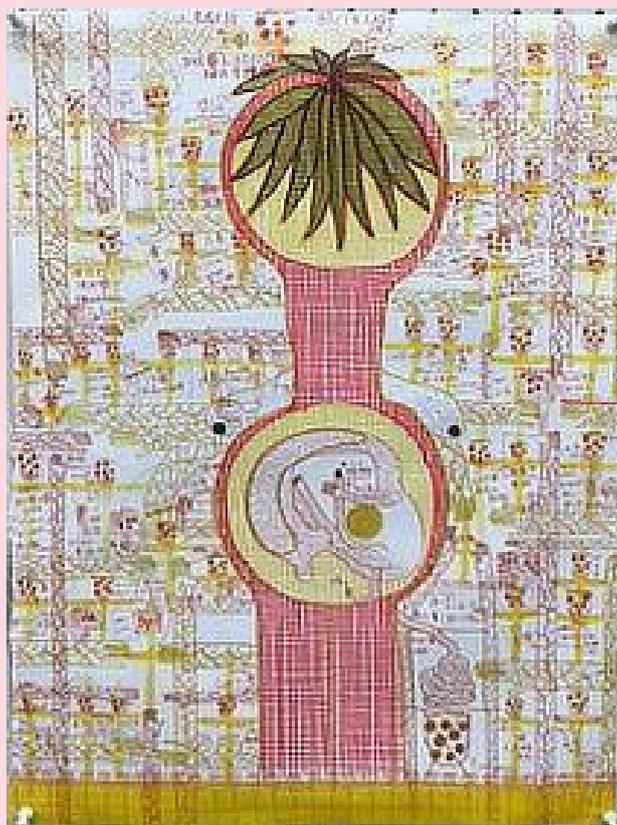
(2) 任意事業

サービス種別	活動指標	第4期			第5期			見込み量の 考え方
		H27 年度 (実績)	H28 年度 (実績)	H29 年度 (見込)	H30 年度 (見込)	H31 年度 (見込)	H32 年度 (見込)	
日常生活支援事業 日中一時支援	事業所数 (力所)	19	19	19	19	19	19	現状維持
	利用者数 実人数(年)	46	41	41	41	41	41	
権利擁護支援事業 障害者虐待防止 対策支援	-	-	-	-	-	-	-	同支援事業は 事業の性質か ら非公開



だ い し ょ う
第 6 章

し ょ う が い じ ふ く し け い か く か か す う ち も く ひ ょ う お よ み こ り ょ う せ っ て い
障害児福祉計画に係る数値目標及び見込み量の設定



ねん ど
2017年度「エイブル・アートとみぐすく」
し ょ う が い し み ん げ い じ ゅ つ さ く ひ ん は っ び ょ う ば し ゅ っ て ん さ く ひ ん
(障害のある市民の芸術作品の発表の場) の出展作品

第6章 障害児福祉計画に係る数値目標及び見込み量の設定

1 障害児支援の提供体制の整備等

平成28年6月「児童福祉法」の改正（平成30年度施行）により、障害児のサービスに係る提供体制の計画的な構築を推進するため、地方自治体において障害児福祉計画を策定することが義務付けられました。また、医療的ケアを要する障害児（以下、医療的ケア児）が適切な支援を受けられるよう、自治体において保健・医療・福祉等の連携促進に努めるものとされました。

豊見城市においても、乳幼児期から学校卒業まで一貫して必要かつ効果的な支援を身近な場所で提供できるよう、障害児支援体制の整備に向けて以下の3点について取り組みを進めていきます。

(1) 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

国の第1期障害児福祉計画の基本指針（以下、基本指針という。）では、重層的な地域支援体制の構築について、以下の成果目標が求められています。

- 【平成32年度末における数値目標】（基本指針より）
- 各市町村に少なくとも1カ所以上の児童発達支援センターを設置すること。
 - すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築すること。

豊見城市では、現在児童発達支援センターは設置されていない状況です。児童発達支援センターは、地域における障害児及びその家族に対する支援の中核的な拠点であるとともに、近隣施設や事業所等の地域支援を行う拠点としても位置づけられます。

今後は、平成32年度の設置に向けて、豊見城市内または圏域の既存の社会資源を活用した児童発達支援センターの設置ができないか等、あらゆる方策を検討してまいります。

また、児童発達支援センターにおいて、保育所等訪問支援サービスが利用できるよう体制構築を図ります。

(2) 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

基本指針では、重症心身障害児が身近な地域で支援を受けられるように、以下の成果目標が求められています。

【平成32年度末における数値目標】（基本指針より）

- 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1カ所以上確保すること。

豊見城市では、既に重症心身障害児を対象とした児童発達支援事業所が2カ所、及び放課後等デイサービス事業所が1カ所設置されており、支援体制の整備が整えられています。

今後も、対象事業者との連携強化に努め、重症心身障害児の支援の充実を図ります。

(3) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

基本指針では、医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、以下の成果目標が求められています。

【平成30年度末における数値目標】（基本指針より）

- 各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けること。

豊見城市では、現在医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場が設置されていない状況です。

今後は、平成30年度末を目途に保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携できる協議の場の設置を推進してまいります。

2 障害児福祉サービスの見込み量

(1) 障害児通所給付サービス

【見込量に関する考え方】

- 児童発達支援については、過去3年分の対前年度伸び率を考慮してサービス量を見込みました。
- 医療型児童発達支援については、過去の実績を考慮してサービス量を見込みました。
- 放課後等デイサービスについては、過去3年分の対前年度伸び率を考慮してサービス量を見込みました。
- 保育所等訪問支援については、平成29年度の見込利用者が1人という状況を踏まえた上でサービス量を見込みました。

区分	活動指標	H28年度 実績	H30年度 見込	H31年度 見込	H32年度 見込
児童発達支援	利用者数 (人)	52	64	71	79
	利用量 (日)	816	1,316	1,671	2,123
医療型児童発達支援	利用者数 (人)	3	3	3	3
	利用量 (日)	52	57	57	57
放課後等デイサービス	利用者数 (人)	126	181	218	261
	利用量 (日)	2,087	3,005	3,606	4,328
保育所等訪問支援	利用者数 (人)	0	1	1	1
	利用量 (日)	0	96	96	96

(2) 居宅訪問型児童発達支援

【見込量に関する考え方】

- 居宅訪問型児童発達支援は、外出することが非常に困難な重症心身障害児等の重度の障害児に対して、障害児の居宅を訪問し、発達支援を行うサービスであり、「児童福祉法」の改正により平成30年度から新たに創設されます。
- サービス量については、平成29年時点での市内の6歳未満の医療的ケア児の動向を踏まえた上で見込みました。

区分	活動指標	H28年度 実績値	H30年度 見込	H31年度 見込	H32年度 見込
居宅訪問型児童発達支援	利用者数 (人)		4	4	4
	利用量 (日)		168	168	168

注) 居宅訪問型児童発達支援は平成30年度から創設されるサービスのため、平成28年度の実績値はありません。

(3) 障害児相談支援

【見込量に関する考え方】

- 障害児相談支援は、障害児福祉サービスを利用する障害児に対して、「指定特定相談支援事業者」及び「障害児相談支援事業者」の両方の指定を受けた事業者の相談支援専門員が、居宅及び通所サービスの一体的な計画を作成するサービスです。
- サービス量については、過去3年分の対前年度伸び率を考慮して見込みました。

区分	活動指標	H28年度 実績値	H30年度 見込	H31年度 見込	H32年度 見込
障害児相談支援	利用者数 (人)	25	49	69	96

(4) 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの 配置人数

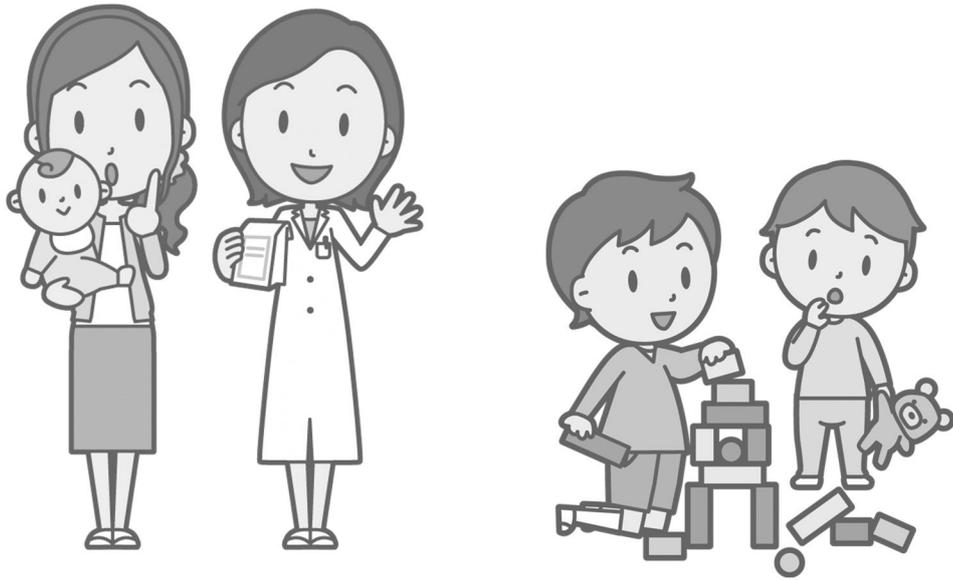
【見込量に関する考え方】

- 医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、医療的ケア児が関連する分野の支援を調整するコーディネーターを配置するもので、地域における医療的ケア児のニーズ等を勘案して、必要となる配置人数の見込みを設定するものです。
- 豊見城市においては、平成30年度からの沖縄県の事業であるコーディネーター養成研修を受講した人材を活用するなどして、コーディネーターを配置することを検討します。

区分	活動指標	H28年度 実績	H30年度 見込	H31年度 見込	H32年度 見込
医療的ケア児に対する 関連分野の支援を調整 するコーディネーター の配置人数	人数 (人)	-	1	1	1

第6章

障害児福祉計画に係る数値目標及び見込み量の設定





だい しょう
第7章

けい かく すい しん
計画の推進



ねんど
2017年度「エイブル・アートとみぐすく」
しょうがい しみん げいじゆつさくひん はっぴよう ぼ しゅってんさくひん
(障害のある市民の芸術作品の発表の場) の出展作品

第7章 計画の推進

この計画を着実に推進するためには、豊見城市のみならず、関係機関・団体との連携を図りつつ、計画の進捗状況の定期的な進捗把握と評価及び検証を実施し、必要に応じて計画の見直し等を行うなど、PDCAサイクルの考え方を取り入れながら取り組んでいく必要があります。

1 計画の推進体制

本計画は、豊見城市の障害者施策の基本計画であり、計画に含まれる分野は、情報提供、相談支援、地域生活支援、保健・医療、療育・教育、働く場・活動の場、安全・安心、権利擁護などさまざまな分野にわたっています。

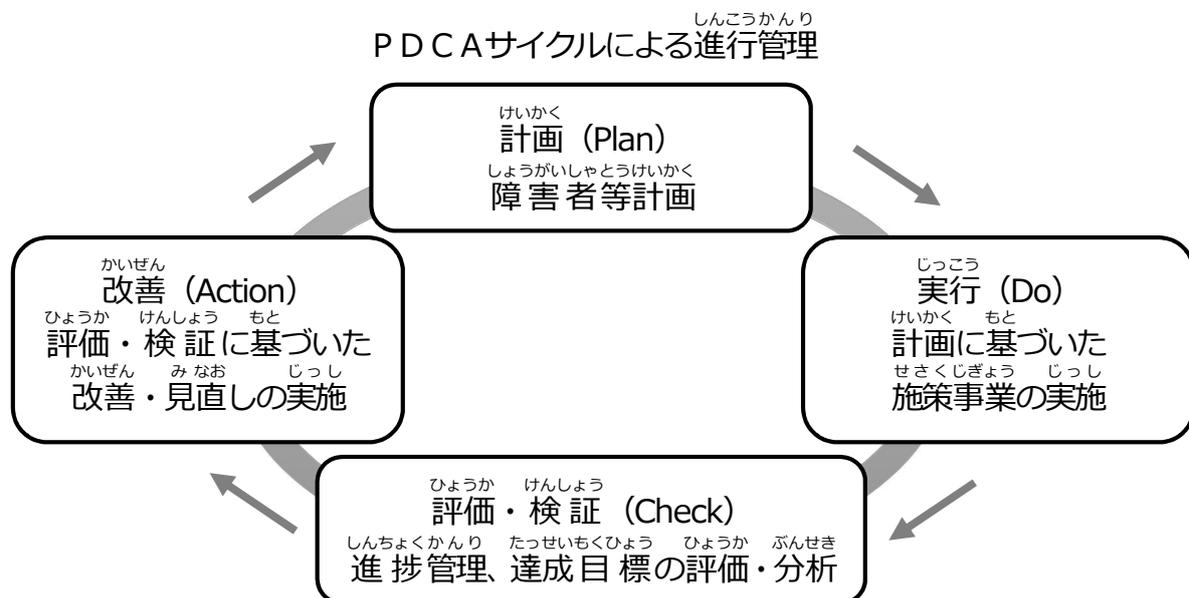
このため、福祉部が中心となり、関係部局、関係機関・団体、障害当事者などと連携を図りながら、総合的かつ効果的な計画の実施を図ります。

2 計画の進捗管理

本計画については、年度ごとに進捗管理を行い、必要に応じて施策推進協議会と協議するとともに、計画の見直しなどを行い、計画の実現に向けた取り組みを行います。

進捗管理については、PDCAサイクルに基づく評価及び検証を行い、実効性のある進捗管理を行います。

各施策や事業については、個別ごとの管理を行うほか、できる限り具体的な数値的指標を明らかにして、分かりやすい進捗管理と報告を行います。





第7章 計画の推進





し り ょ う へ ん

資料編



ねんど
2017年度「エイブル・アートとみぐすく」
しょうがい しみん げいじゅつさくひん はっぴょう ば しゅってんさくひん
(障害のある市民の芸術作品の発表の場) の出展作品

1 計画策定の経緯

かいぎ ちょうさとう 会議・調査等	かいさいび 開催日	ぎだい ないようとう 議題・内容等
だい かいしょうがいけいかくけんとうせんもんぶかい 第1回障害計画検討専門部会	へいせい ねん がつ にち 平成29年8月15日	けんとう ○検討スケジュールについて ちょうさ ○アンケート調査について
だい かいしょうがいしゃせさくすいしんきょうぎかい 第1回障害者施策推進協議会	へいせい ねん がつ にち 平成29年9月7日	けんとう ○検討スケジュールについて ちょうさ ○アンケート調査について
しょうがいしゃけいかくおよ しょうがいふくしけいかく 障害者計画及び障害福祉計画 さくてい ちょうさじっし 策定アンケート調査実施	へいせい ねん がつ にち 平成29年9月20日～ へいせい ねん がつ にち 平成29年10月20日	とうじしゃ にん たいしょう ゆうそうほう ○当事者1,155人を対象に郵送法に じっし より実施
だい かいしょうがいけいかくけんとうせんもんぶかい 第2回障害計画検討専門部会	へいせい ねん がつ にち 平成29年10月24日	ちょうさけっか ○アンケート調査結果について しょうがいしゃ げんじょう けいかくかだい ○障害者の現状と計画課題について
だい かいしょうがいしゃせさくすいしんきょうぎかい 第2回障害者施策推進協議会	へいせい ねん がつ にち 平成29年11月8日	ちょうさけっか ○アンケート調査結果について しょうがいしゃ げんじょう けいかくかだい ○障害者の現状と計画課題について
だい かいしょうがいけいかくけんとうせんもんぶかい 第3回障害計画検討専門部会	へいせい ねん がつ にち 平成29年12月22日	しょうがいしゃけいかく けいかくそあん ○障害者計画の計画素案について
しょうがいしゃけいかくさくてい かか かんけいしゃ 障害者計画策定に係る関係者 ちょうさ じっし ヒアリング調査の実施	へいせい ねん がつ にち 平成29年12月22日～ へいせい ねん がつ にち 平成30年1月17日	とうじしゃ せんもんかおよ じぎょうしゃとう ○当事者、専門家及び事業者等を たいしょう ちょうさ じっし 対象にヒアリング調査の実施
だい かいしょうがいしゃせさくすいしんきょうぎかい 第3回障害者施策推進協議会	へいせい ねん がつ にち 平成30年1月11日	しょうがいしゃけいかく けいかくそあん ○障害者計画の計画素案について
かんけいかくか いけんしょうかい 関係各課へ意見照会	へいせい ねん がつ にち 平成30年1月11日～ へいせい ねん がつ にち 平成30年1月18日	だい しょう せさく てんかい ないよう ○「第4章 施策の展開」の内容につ いて
だい かいしょうがいしゃせさくすいしんきょうぎかい 第4回障害者施策推進協議会	へいせい ねん がつ にち 平成30年2月14日	しょうがいしゃけいかく けいかくあん ○障害者計画の計画案について しょうがいしゃけいかく がいようばんあん ○障害者計画の概要版案について

とみぐすくししょうがいしゃせさくすいしんきょうぎかいいんめいほ
2 豊見城市障害者施策推進協議会委員名簿

No.	だい じょう こう 第3条2項	し めい 氏 名	しよぞく しよくめい 所属 職名	びこう 備考
1	だい ごういん 第1号委員	しろま そのこ 城間 園子	りゅうきゅうだいがく 琉球大学 じゆんきょうじゆ 准教授	ふくいんちよう 副委員長
2	だい ごういん 第1号委員	きくやま つよし 喜久山 強	おきなわけんりつにしぎとくへつしえんがっこう 沖縄県立西崎特別支援学校 こうちよう 校長	
3	だい ごういん 第2号委員	あさと きょうこ 安里 京子	とみぐすくしんたいしょうがいしゃふくしきょうかい 豊見城市身体障害者福祉協会 ぜんかいちよう 前会長	
4	だい ごういん 第3号委員	ほかま みよこ 外間 美代子	とみぐすくして いくせいかい 豊見城市手をつなぐ育成会 かいけい 会計	
5	だい ごういん 第3号委員	おおしろ みのる 大城 稔	とみぐすくししゃかいふくしきょうぎかい 豊見城市社会福祉協議会 じむきよくちよう 事務局 長	いんちよう 委員長
6	だい ごういん 第3号委員	とうま まさひで 當間 正秀	とくていひえいりかつどうほうじん ふくしかい 特定非営利活動法人ゆい・ハート福祉会 だいひょうりじ 代表理事	
7	だい ごういん 第3号委員	よこやま こういち 横山 公一	ふくしかい まつみ福祉会 だいさんじぎょうぶ じむかちよう 第三事業部 事務課長	
8	だい ごういん 第3号委員	いしがき はるみ 石垣 春美	かいしょうがいしゃしゅうろうしえん ちいろば会 障害者就労支援センター しよちよう ちいろば 所長	
9	だい ごういん 第3号委員	たなか のぞえ 田中 望江	そうだんしえんじぎょうしよ 相談支援事業所はくあい そうだんいん 相談員	
10	だい ごういん 第4号委員	まえかわ ひでのぶ 前川 英伸	おきなわけんなんぶふくしじむしよ 沖縄県南部福祉事務所 しよちよう 所長	

とみぐすくしちいきじりつしえんきょうぎかいしやうがいけいかくけんとうせんもんぶかい

3 豊見城市地域自立支援協議会障害計画検討専門部会

いいんめいぼ

委員名簿

No.	氏名	所属・役職等	実施事業・分野	備考
1	たましろ げんき 玉城 元気	ヘルパーステーション HOPE	きょたくかいご じゅうどほうもんかいご 居宅介護・重度訪問介護 どうこうえんご いどうしえん 同行援護・移動支援	
2	いのうえ まゆみ 井上 真由美	ひまわりファクトリー かんりしゃ 管理者	しゅうろういごう しゅうろうけいぞくしえん がた 就労移行・就労継続支援B型 せいかつかいご にっちゅういちじ 生活介護・日中一時	
3	やまもと みく 山元 未来	とよざくら 豊桜	じりつくんれん きのうくんれん 自立訓練 (機能訓練)	
4	おおぐろ たけし 大黒 武	CURA Day Care Center	じりつくんれん せいかつかんれん 自立訓練 (生活訓練)	
5	かみざと しげた 神里 茂太	さくらんぼ3号館 かんりせきにんしゃ サービス管理責任者	たんきにゅうしょ ふくしがた せいかつかいご 短期入所 (福祉型)・生活介護 にっちゅういちじ 日中一時	
6	とかしき しゅんすけ 渡嘉敷 俊輔	じゅつとくそう 十徳荘	きょうどうせいかつえんじよ 共同生活援助	
7	しまぶくろ かなこ 島袋 加奈子	ぴい〜す かんりせきにんしゃ サービス管理責任者	ほうかごとう 放課後等デイサービス	
8	とうま いさお 當間 功	とみぐすくしちやかいふくしきょうぎかい 豊見城市社会福祉協議会	にちじょうせいかつじりつしえんじぎょう CSW・日常生活自立支援事業	
9	やまの ひろし 山野 宏	さくら ゆい桜	ちいきかつどうしえん 地域活動支援センター	
10	いりまつかわ きよし 入松川 清	おうざんそうしょう しゃそうだんしえん 桜山荘 障がい者相談支援 センターさくら	けいかくそうだんしえん ちいきいごうしえん 計画相談支援・地域移行支援 ちいきていちゃくしえん しょうがいじそうだんしえん 地域定着支援・障害児相談支援	ふくいんちやう 副委員長
11	もりた えみこ 森田 恵美子	していそうだんしえんじぎょうしよ 指定相談支援事業所ひまわり	けいかくそうだんしえん ちいきいごうしえん 計画相談支援・地域移行支援 ちいきていちゃくしえん しょうがいじそうだんしえん 地域定着支援・障害児相談支援	いいんちやう 委員長

4 豊見城市障害者施策推進協議会規則

平成16年12月28日規則第26号

最終改正 平成20年3月31日規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、豊見城市附属機関の設置に関する条例（平成16年豊見城市条例第18号）第3条の規定に基づき、豊見城市障害者施策推進協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(担当事務)

第2条 協議会は、市の障害者施策推進に関し必要な事項を調査審議するものとする。

(組織)

第3条 協議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 障害者
- (3) 障害者の福祉に関する事業に従事する者
- (4) 関係行政機関の職員

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 協議会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、委員長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可決同数のときは委員長の決するところによる。

(関係者の意見聴取等)

第7条 委員長は、協議会において必要と認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から資料の提出を求めることができる。

しよむ
(庶務)

だい じょう きょうぎかい しよむ ふくしぶしょう ちやうじゆか しより
第8条 協議会の庶務は、福祉部 障がい・長寿課において処理する。

た
(その他)

だい じょう きそく さだ きょうぎかい うんえい ひつよう じごう いいんちやう きょうぎかい はか さだ
第9条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、委員長が協議会に諮って定め
る。

ふ そく
附 則

きそく とみぐすくしふそくまかん せつち かん じやうれい へいせい ねんとみぐすくしじやうれいだい ごう せごう ひ
この規則は、豊見城市附属機関の設置に関する条例 (平成16年豊見城市条例第18号) の施行の日
から施行する。

ふ そく へいせい ねん がつ にちきそくだい ごう
附 則 (平成18年3月31日規則第12号)

きそく へいせい ねん がつ にち せごう
この規則は、平成18年4月1日から施行する。

ふ そく へいせい ねん がつ にちきそくだい ごう
附 則 (平成20年3月31日規則第3号)

きそく へいせい ねん がつ にち せごう
この規則は、平成20年4月1日から施行する。

しょうがいしゃせさくすいしんきょうぎかい しもんぶん
5 障害者施策推進協議会への諮問文

豊福障 第2440号
平成29年9月7日

豊見城市障害者施策推進協議会 委員長 殿

豊見城市長 宜保晴毅



諮 問

豊見城市障害者施策推進協議会規則第2条に基づき、下記事項についてご審議を依頼いたします。

記

諮問事項 : 豊見城市障害者計画及び第5期障害福祉計画、並びに第1期障害児福祉計画の策定について

しょうがいしゃせさくすいしんきょうぎかい とうしんぶん
6 障害者施策推進協議会からの答申文



平成30年2月27日

豊見城市長 宜保晴毅 殿

豊見城市障害者施策推進協議会
委員長 大城 稔



豊見城市障害者計画及び第5期障害福祉計画、並びに第1期障害児福祉計画について（答申）

平成29年9月7日付、豊福障第2440号により諮問のありました「豊見城市障害者計画及び第5期障害福祉計画、並びに第1期障害児福祉計画」につきまして、慎重に審議を行った結果、別添のとおり結論を得たので答申します。

とみぐすくししょうがいしゃけいかくおよ だい きしょうがいふくしけいかく だい きしょうがいふくしけいかく
豊見城市障害者計画及び第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画
へいせい ねんど へいせい ねんど
【平成30年度～平成32年度】

へいせい ねん がつはっこう
平成30年3月発行

へんしゅう はっこう とみぐすくしふくしぶしょう ちょうじゅか
編集・発行／豊見城市福祉部障がい・長寿課

〒901-0292 おきなわけんとみぐすくしおなが ぼんち
沖縄県豊見城市翁長854番地1

TEL : 098-850-5320 FAX : 098-856-7046

<http://www.city.tomigusuku.okinawa.jp/>
